

一、同三丁巳年三月日光山御本社並其餘共御普請出來に付十五日靈櫃駿州久能山を御立四月四日光江被遊御着候、右に付同十六日臺徳院様日光江被爲成高虎御供被仰付諸大名は還御之上參拜被仰付候此砌御造營之殘木高虎拜領仕候付兼々自分ニ建立仕候敷城院之作事仕殘之處申付、更に御宮鳥居之邊に一院を建立宿坊に仕眞覺院と號候とあり又「御宮御修營歴年記」には

元和二丙辰年十月

一、御宮御地形御繩張

御奉行

藤堂和泉守

本多上野介

一、同十一月御普請始

御奉行

本多上野介

山城宮内

本多藤四郎

日下部豊八

中井大和

御大工

御手傳

本多大隅守。細川越中守。榊原式部大輔。水谷伊勢守。堀美作守。福原淡路守。太田原出雲守。奥平大膳大夫。淺野采女正。北條出羽守。太田備前守。大關土佐守。岡本宮内と記るされ、殿居裏にも宿坊日記云として「元和二年十一月十七日御普請始同三年三月御廟社・本地堂・回廊・御供所・御厩等の御造營出來、按此時陽明門も御造立成べし(中略)同五年九月常行堂・法華堂・御本地堂西北に在しを轉じて今の所に引る」とある。

以上は今更事新らしく述べるまでもなく元和の御宮造營の事績で當時の幕府作事掛中井大和守が造營の一切を擔當した。中井家の先祖書にも次の様に記るされてゐる。

一、日光御宮地見分之御用本多上野介殿御承、次に大和守に被仰付木形仕、臺徳院様御上覽御宮御造營大和守被仰付候事。

右日光山御用ニ付京都より職人共罷下り候儀、板倉伊賀守殿より大和守江御狀、南光坊僧正より大和守江書狀、于今所持仕候事。

かくして主として京方擔任の中井大和守はこの造營の爲め木形を作り上覽を得造營を擔當するに至り職人を京都より呼び寄せたが、中井の輩下で泉州和泉の名匠岸上家六代番匠小三郎義繁も亦この造營に關與した。同人の由緒書によれば

元和五年二荒山此度東照宮御鎮座御座候間日光山と相改り三社之御地處改り候所、仰付之通繩張いたし御宮御地形等敷平均御本社御拜殿其外御廻廊護摩堂御神樂所陽明門御門神輿舍御既御本地堂輪藏惣體仰付之通り繩張いたし繪圖面仕差上申候、罷歸り御小屋場當地和泉町へ私小屋場被仰付其外國々之諸職人小屋ニ拾町四方出來中候夫より御場所取懸り御柱其外木取いたし先者御建方入用之御彫物ニ取懸り御建方御急ニ付日光へ参り候處、私手勢六七十人御座候間其御急世話敷大工方御免を願彫物御間ニ合候様出精仕候處、其節苗字御免被仰付候處唯今苗字御免ニ而者職人共油斷相成候間何卒御出來榮の節被付候様願候所、御出來榮之節和泉小右衛門被仰付、云々

とあり、稍明瞭さを缺くがこの由緒書にして誤なくば義繁は大工方として造營に従事し後専ら彫物を擔當したのである。而して元和の御宮造營は常行堂法華堂の移轉の行はれたとされる元和五年頃に一と先づ其一切を完了したるものとされなければならぬ。

番匠岸上家は六代義繁の時苗字和泉となつたが元來中井に屬し泉州の彫物の名匠として知られた家で其の八代和泉忠兵衛義一も日光御宮造營に拜殿の羽目に有名な寄木作りの彫物を仕上げたその勝れたる手腕を見せたことが由緒書に記るされてゐる。以上は元和創初の日光東照大権現の御宮造營に關し從來の資料を擧げ上野御宮由來記・中井先祖書、及び岸上家由緒書を一種の資料

として記るしたものであるが、この元和造營の本殿が寛永の造營の際世良田に遷され其の東照社の本殿とされたのであると甲良家には代々言ひ傳へられてゐた。

〔註〕 上野御宮由來記は藤堂家記録より抄出し書き綴りたるもの(家藏)、岸山家由緒書は和泉家所傳の古記録中より發見のもの。

日光東照宮の寛永造替事績

日光東照宮の建築が、建造物自體ばかりでなく其の配置に至るまでを併せて特別保護建造物

(國寶建造物)に指定されて居る關係から見ても如何に貴重なるものであり、其の建築が我が建築史上に如何なる地位を占むるものであるかも亦冷く知られてゐる事實で今更めて述べるまでもない。古くは日光廟建築論があり、其の裝飾に關しての説、松平右衛門大夫正綱の自殺は誤謬なりとする説、並に東照宮御造營帳等々何れも既に發表されて最早餘すところがないが、寛永元年に着手して同十三年に竣成したといふ其の造營の期間に就ては、從來堅くそれと信じられてゐながら今日に至つてそれが疑はしくなつて來た。茲に記るさんとする所は即ち其の造營の期間に就てである。

寛永の造營といつても、この時に東照宮が創めて造營されたのではなく、家光公のある信念に依つて從來のものを取崩し改めて造り替へられたのであるから、先づ以て東照宮の建築の經歷を「御宮御修營歴年記」によつて摘記する。この歴年記は甲良家所傳の「神祕録」中に收められたものである。

元和二丙辰年十月 御宮御地形御繩張

御奉行 藤堂和泉守、本多上野介

同 十一月 御普請始

御奉行 本多上野介、山城宮内、本多藤四郎、日下部豊八

御大工 中井大和

御手傳 本多大隅守 奥平大膳大夫 細川越中守 淺野安女正 榊原式部大輔 北條出羽守

水谷伊勢守 太田備前守 堀美作守 大關土佐守 福原淡路守 岡本宮内 太田原出雲守

元和三年久能山より日光山へ遷宮同年四月四日座禪院へ着御、同八日奥院へ葬御、同十四日夜神靈御假殿へ遷宮、同十六日新宮へ迁宮、同十七日初て祭祀也

元和四戊午年三回御神忌

同 年石御鳥居献備 黒田筑前守長政

同 七年辛酉年御本坊初て御造營今の御假殿の地也

同 八壬戌年七回御神忌 秀忠公御社參

寛水二乙丑年七月 家光公御社參

同 四丁卯年 公儀御殿初て建當御本坊之地也

同 五戊辰年 十三回御神忌 秀忠公家光公御社參

同 六乙巳年九月 家光公御社參

同 九壬申年四月 家光公御社參

同 十一甲戌年九月 家光公御社參

同 十二亥年四月十七日御假殿御湯立釜出來

同 十三丙子年 御造營

惣奉行 秋元但馬守

庄田 小左衛門

嶋 四郎左衛門

大工 甲良 豊 前(註、豊後の誤)

御手傳 宇都宮城主 那須衆
岩城衆

同 十三丙子年二十一回御神忌ニ付家光公御社參被命秋元但馬守へ、同年神橋杭名柱ニ建之遷座供養天海大僧正初て規式有之爲遷宮料白銀百枚山崎大夫被下之神橋古へは下の假橋を架して御普請中の通路とす造畢て後は假橋を引て牛馬といへども神橋を往來す若誤て乗打れば木宮別所にて咎て過料也と云

同 十八辛巳年 奥院石御寶塔建

惣奉行 秋元但馬守、松平右衛門太夫

御肝煎 阿部對馬守

御手傳 奥平美作守、有馬中務大輔

御大工頭 木原 杢

御大工 平内大隅

同 年 公儀御殿座禪院の屋敷へ御建替但今の御殿地也

同 二十癸未年五月 御宮奥院へ相輪檜御建立

御奉行 松平右衛門太夫、大田備中守

御手傳 松平越後守、有馬中務大輔

正保二乙酉年 御本社御後御石垣御普請

惣奉行 秋元但馬守、松平右衛門太夫

御手傳 有馬中務大輔

同年 御宮 宮號

同年 修學院於東山舊地ニ建立

御奉行 松平右衛門太夫、太田備中守

同三丙戌年 三佛堂御建立

御奉行 松平右衛門太夫、關兵部少輔、佐藤勘左衛門

慶安元子年 神橋御修復

同 三庚寅年六月八日 御宮奥院相輪檜を御山下へ御建替

同 庚寅年地震御損石垣矢來御繕相輪檜只今の御場へ引建直す

掛り 阿部四郎五郎、石川三右衛門

大野彌五右衛門、赤井五郎作

御手傳 有馬中務大輔

同年五月 五重塔建 献備 酒井讚岐守

承應三癸巳年 大猷院椽御入佛御堂御普請

惣奉行 酒井讚岐守

副使 北條安房守、船越伊豫守、石尾志摩守、渡邊筑前守

御手傳 奥平美作守、本多淡路守、松平越前守、藤堂高次、松平中務、保科肥後守、松平兵

部輔

御山拵植木 大井遠江守

御被官 片山三十郎、吉本嘉右衛門

御大工頭 木原 全

大棟梁 平内大隅

同 三甲午年 御宮御屋根檜皮葺改銅瓦葺に成る

惣奉行 奥平美作守、曾我又左衛門

添奉行 朝倉甚十郎、弓氣田孫七

御手傳 奥平美作守、

萬治二己亥年地震御損御修復

掛り 天野彌五右衛門、久永孫六、伊奈五兵衛

同年 神橋掛替 掛り 伊奈五兵衛

寛文二壬寅年 三佛堂銅瓦葺に成る

同 四甲辰年 御宮御修復並瀧尾本宮寂光中禪寺御修復

御宮御玉垣土臺石ニ成

御奉行 佐久間宇右衛門、神保四郎左衛門、千本兵左衛門

御手傳 内藤帶刀

延寶七乙未年 御宮御修復

大井新右衛門、高木忠右衛門

御大工頭 鈴木修理

御遷宮御用 御代官市川孫右衛門

同年 神橋御修復 掛り 山口忠兵衛

同年 御旗所御修復

同八庚申年 御本坊御修復

掛り 水谷新右衛門、村越三七郎、片山源右衛門、河部六左衛門

天和三癸亥大地震ニ付御宮御堂御修復 奥院御寶塔唐銅御建立

惣奉行 松平備前守

掛り 保田美濃守、山下信濃守

御大工頭 鈴木長兵衛、萩原七郎兵衛

御被官 内山清左衛門、坂本三郎兵衛、大石忠左衛門

御寶塔御供養 寺社奉行、板倉伊豫守

御官方 丹羽若狹守

御手傳 内藤左京亮、津輕越中守

御靈屋並御本坊

御手傳 眞田伊豆守、戸澤能登守

日光奉行 梶左兵衛佐定良

御大工頭 鶴飛潭

鑄工 椎名伊豫

貞享二乙丑年 御内陣鼠止御修復御網戸此時より御出來の由

御用掛り 梶左兵衛佐、山口圖書

御被官 谷田清三郎

同年御宮御天井向御普請 掛り 永見甲斐守

同五戊辰年 御宮御修復ニ付迂宮

元祿元戊辰年 御宮御造替

惣奉行 井伊掃部頭、御手傳 松平陸奥守 (以下略す)

同三庚午年六月廿五日 御宮正遷宮

同年 御靈屋敷御修復

同年 神橋御掛替 掛り如前

以上は元和の建置から元祿造替までの歴年記の一節で、他の記録にも載せられてゐる周知の事實であるが、寛永の造替を述べ元祿の造替の事實を明らかにするに就て其の前後の模様を知る爲め

に記するものである。

寛永の造替と甲良一門

元和の造替は元山城伏見の作事役で後ち江戸に下りし中井大和がその作事掛りであつたが、寛永の造替には「日光山御宮御造營之記」に「今年當社修營の天めぐり來るに依て上意をくだして秋元但馬守に課す即嚴命を奉りて工長功甲良に謀る長功唯諾して山口祭の日より齋斧を以寶柱を伐採り……」とある通り作事方大棟梁の一人甲良豊後宗廣が其の一門を率ゐてこの造營に従事したもので次の記録に徴してそれを確かめることが出来る。「甲良由緒書」の内

宗 廣 寛永十三丙子年下野日光山神君御宮有御造營番匠棟梁承之云々
宗次(左衛門) 寛永十三丙子年野州日光山神君御宮御造營父與相供承御普請云々
宗久(左吉) 寛永十三丙子年野州日光山神君御宮御造營父與相供承御普請云々
宗賀(豊前) 寛永十三丙子神君御宮御造營之時祖父宗廣及父宗次與相供勤云々

又甲良家記録の内

日光御宮御造替御上棟 寛永十三年四月八日
御奉行 秋元但馬守様

庄田小左衛門様

嶋四郎左衛門様

御宮ノ幣幣始共 甲良豊後相勤

御本地堂幣始共 甲良左衛門相勤

「日光御宮御造營御上棟之記」(宗廣自筆本)の内

上棟振幣、甲良豊後宗廣、四品の束帯にて勤之

右鏝初墨當、甲良豊後勤之

道具運役 同 左吉 五位束帯

糸引 同 龜之助 五位束帯

御本地堂御上棟

上棟振幣 甲良左衛門宗次勤之 五位の束帯

同 鏝初 同人

かくして上棟の規式を終つた後、四人共に恩賞として、太刀并に馬を拜領したことが記るされて、豊後始め四人が最も重要な職分たる事が知られる。従つて寛永造替と甲良一門との關係は極めて密接で、この時代のこの甲良家の記録といふものは他の方面に存する資料と相俟つて造替の期間を推定するに頗る大切なものになる。序でに甲良家の職歴とこの造替に關係した人々の在職期間并に年齢とを記るせば次の如くなる。

將軍家山城伏見在職之時、作事役として遠江國より木原七郎兵衛、大和國より中井大和、大工には紀伊の名匠鶴左衛門、近江の名匠甲良豊後就職して其後江戸に下り御作事掛と云はれてゐた。寛永九年十月二日御作事奉行に佐久間將監・酒井因幡守・神尾内記の三名が任命され同時に大工頭に木原左允・鈴木修理・中井大和の三名、大棟梁に鶴刑部左衛門・甲良左衛門・平内大隅の三名が擧げられ……寛文三年近江國辻内刑部右衛門大棟梁を命ぜられ四名となり、安永五年石丸才兵衛が鶴と替つた……甲良は幕末まで代々大棟梁の一人として勤続した。その初代宗廣は慶長元年より寛永十三年まで職に居り、日光の造替を終ると共に隱居し其の時丁度六十五歳であつた。二代宗次は慶長十九年より寛永十五年まで職に就き御官上棟の時四十二歳、三代宗賀は延寶元年より元祿十二年まで勤続し上棟の際は九才、宗久は其の時三十六七歳と思はれる。

以上に述べたところを前提として寛永造替の期間が十三年を費したといふ從來の所傳の通りであるか否かを、順次吟味して行かう。

從來の所傳と一ヶ年七ヶ月説

寛永の造替は從來寛永元年に着手して同十三年四月八日に上棟同月十日に遷宮されたと一般に傳へられ且つ信じられてゐた。あれほどの建築であるから十三年を費したとしても無理からぬことと思つて未だそれに疑を抱くものはなかつた。然し林羅山の「東照大権現新廟齋會記」の中に
准_ニ大社例_一改_ニ作宮宇_一創_ニ去歲初夏_一成_ニ今茲季春_一

とあるのは甚だ腑に落ちない文句であると言はねばならぬ。上棟と遷宮の日は「御造替之記」と「御上棟之記」其の他の記録に徴して疑ふ餘地がなく「季春に成る」で差問はないが、「去歲初夏に創め」は甚だしく從來の所傳と相違してゐる。この謎を解くには先に述べた甲良宗廣の記録に依ることが、吾人専門家から言へば最も有力となる譯であるから、これを尋ねたが永年秘藏され

たまたで遂に今日までその文庫は開かれなかつた。然るに文學博士平泉澄氏は東照宮史編纂に従事され各方面の史料を蒐め研究された結果日光東照宮の寛永造替は寛永十一年十一月に普請に着手し十三年四月に上棟となり五月頃に全く其の功を畢り、一ヶ年七ヶ月で竣成したものであると唱へられた。その詳細は東照宮史に其の一部として載せられてゐて、この記事ではどうしても夫が事實である様に思はれる。この研究に對して只遺憾とするところは他の史料の豊富なるに拘らず東照宮の大工事に最も深い関係のある甲良家の資料に觸れて居らぬ事で、其の點に於てそこに未だ多少の餘地が残されてゐることを認めねばならぬ。

この時に當つて幸に私の永年の希望が偶然達せられ今回甲良家の祕庫を開いて今日まで世に現はれて居らなかつた記録の中から有力な資料を発見することが出來た。其の結果は今迄全く觸れなかつた甲良家の記録から東照宮の寛永造替の期間を知る事が出來た。逐次其の史料に據つて話を進めたいと思ふが夫れと對照して東照宮史の説をも紹介し他方面の史料と突合せて見たいと思ふ。

甲良家の記録に據る造替の事績

甲良家所傳の記録の中で確實に造營の經過を知り得らるゝ主なるものは次の數種である。

日光御宮御造營之記 二卷 甲良豊前宗賀自筆の卷で、上棟の模様と其の後の神事並に造營の規模を書き記したもの、既に世に知られてゐる。

日光山御宮御造營之記 一卷 元和の繩張より寛永十三年の上棟に至るまでの記録であることは甲良家の書類に據つて知られるが、散逸して其の行衛が知れぬ。恐らく埋滅に歸したものであらう。

規式日時勘文控 寛永造營の際行はれた諸規式の日時を勘案した勘文の控で貴い資料である。

甲良豊後覺書 縦二寸九分横六寸の横本で其の内容には、日光御造營平大工・彫物師・木引日帳之覺、日光亥子年大工木挽寄、日光臺所米之入用覺、工數覺(亥年の分)、諸職名、御かり殿覺書、才木注文、諸武家名前書、等有力なる資料となるものがある。

日光御宮御造營御上棟之記(甲良宗廣自筆本) 上棟の次第を詳細に記したもので其の奥書に「右御上棟御規式は古今無其例是を眞之上棟と可意得よつて書記子孫傳者也」と記るされてゐる。(家藏)

以上の中で今回発見したものに就て其の内容を吟味すると、それは從來全く知られなかつた造營の事績で、これによると所謂十三ヶ年を費して竣成したといふ傳説を覆し、これを否定しなければならぬ事になる。少し繁雜になるが逐次これを説明して行かう。

○規式日時勘文控 東照大權現御宮御造替の諸規式を執り行ふべき月日と時刻とを陰陽頭賀茂朝臣友景が陰陽の道に従つて占つた勘文の寫で其の内容には次の通り記るされてゐる。

擇申東照大權現御造替入杣之日時

四月二日壬午 時辰

四月十一日辛卯 時辰

寛永十二年三月六日 陰陽頭賀茂朝臣友景

擇申東照大權現御造替木作始之日時

四月十四日甲午 時巳

同廿三日 癸卯 時卯辰

同 斷 三月廿六日

擇申東照大權現御造替地曳之日時

五月六日 乙卯 時巳

同 十四日 癸亥 時辰

同 斷 四月廿九日

擇申東照大權現御造替居礎之日時

五月廿一日 庚午 時辰

同 廿六日 乙亥 時巳

同 斷 廿九日

擇申東照大權現御造替立柱之日時

七月七日 乙卯 時巳午

同 八日 丙辰 時巳午

立柱次第先東次西次北次南

同 斷 五月廿八日

擇申東照大權現假殿可奉遷

御正體

五月二日 辛亥 時戌

寛永十二年四月陰陽頭賀茂朝臣友景

こゝに寛永の造替に當つて陰陽頭賀茂朝臣友景が諸規式の行はるべき日時の場合を考へたか否か、問題になるが、造替上棟に引續いて行はれた正遷宮の日時定に就て「造營之記」に

陰陽寮

擇申

可奉遷 東照大権現御正體本殿日時

四月十日 甲申 時亥

寛永十三年三月二日 頭賀茂朝臣友景

左辨下

使

下野國東照社

左中將藤原朝臣隆量

左大史小槻宿彌忠利

右史生 宗岡孝昌

左官掌 紀氏房

使部 五人

右權大納言藤原朝臣實秀宜奉勅爲令勤行當社遷宮事着使等人数遣者社宣承知使者經被之間依

例供給官符退下

寛永十三年三月二日

左中將藤原朝臣 書判

左大史小槻宿彌奉書判

とあつて正遷宮の日時定にも亦友景の名が見えてゐるので、前の勘文も亦誤りでないと思ふ。これに依ると寛永十二年四月に入杣の式、木作始之式が行はれ、同五日に地曳式と居礎式があり、越えて七月に立柱式が執り行はれた事となる。而して地曳式の四日前に假殿への外遷宮が行はれて居り、規式中の重い儀式である五月六日の地曳の日には後に述べる日帳の示す通り職人一同休業してゐるので、この時日には何等の矛盾は起らない。従つて先に記した齋會記の「創去歲初夏成今茲季春」といふ記事も十二年の四月に入杣式が行はれ翌年四月八日上棟式があつたとすれば決して腑に落ちない文句ではないことになると思ふ。これを後段記すところの日帳と對照すれば更に符節を合するが如く益と明瞭となるが、その前に「東照宮史」の一節を要約して參考としよう。

「東照宮史」には日光山舊記の「同永〇寛十三年大権現二十一回忌ニ當ラセ給フニヨリ、大樹大僧

正エ命シテ、寛永十一年改御舊殿御造替戊十一月十七日御普請始ル」の條、日光誌の「寛永十一年甲戌年御宮御造替被仰出、同十一月御普請初」の項、野史纂略の「寛永十一年十一月是歲將軍改造日光神廟、窮極華麗、令不得論經費、工匠至有驟富者」の記事を引用して寛永の造營は其の十一年十一月に着手したことを認めてゐる。

更に「御假殿遷宮同御上棟」の費用の記録である「金貳兩京錢六十五文縫殿助彌八郎渡札有、是ハ亥正月御新立之時御祝ニ御酒肴ハ昆布柿だいこん同三方立足打こがく同もち米之代ニ渡ル」といふ記事によつて假殿造營は十二年正月に御新立を執り行つて其の工事に着手したものであるとし、且つ「就東照社造替催雜々」と題する記録中の假殿規式日時定勘文にある

假殿地曳之日時 四月八日戊子 時巳

假殿居礎之日時 同 十一日辛卯 時巳

假殿立柱之日時 同 十八日戊戌 時巳

假殿上棟之日時 同 廿日 庚子 時巳

寛永十二年卯月二日 陰陽頭賀茂朝臣友景

擇 申

東照大權現假殿可奉遷御正體日時

五月二日辛亥

寛永十二年卯月八日 陰陽頭賀茂朝臣友景

この記録によつて本殿の造營に當り先づ以て造らるべき假殿の諸規式の日が右の如くであり、且つ遷宮の日時が寛永十二年五月二日であることによつて、本社の造營もいよ／＼その頃から著手せられた事が判ると述べてゐる。従つて造營の計畫が其の前年の末にあつたとするは最も自然であり、前掲諸書に言ふ所に従つて寛永十一年十一月十七日に普請始があつた事を認めなければならぬと説いてゐる。

この東照宮史の記事は甲良家の資料に據らない全く無關係の方面の記録からの推論であるが、前に掲げた甲良の資料と對照すると、そこに工程の日取に何等の矛盾がなく且つ規式日時の選定に共に賀茂朝臣友景の名の見えてゐることは注目に價する。

○日光御造營平大工彫物師木引日帳之覺。

甲良豊後の手控として寛永十二亥正月よりとして、正月十二日から十二月二十八日まで同十三年正月五日から三月二十六日まで毎日出場した大工・彫物大工並に木引の人数を明細に記るし、月末に其の月中の合計人数を書き上げた日帳である。而してその末尾に

多賀谷源衛門殿

黒多 權大夫殿

右兩人判帳之寫也 立原い兵へ

と特に記るしてあるところを見ると多賀谷・黒多兩人が取扱つた日々の判取帳から立原い兵衛をして書かせたもので、多賀谷源衛門とあるは、秋元但馬守の家中のものであることは、後に記す名前書に依つて知られる。

この日帳は甲良の手控であるだけに單に平大工・彫物大工・木引に限られて他の諸職の分は無いが、造營の工程と日々如何に多數の職人が出場して働いて居たかを能く示すもので、然かも造營の著手とその竣成の期日を推定するのに有力な資料となるものであるから、その内容の全部を茲に記るしたいが、餘り冗漫になるので暫らくこれを今後譲つて今はその一部を摘出して掲げる。

寛永十二年亥ノ正月ヨリ

正月十二日	七	人	平大工		
十三日	八	人	平大工		
十四日	十七	人	平大工	四	人
十五日	廿二	人	平大工	五	人

十六日	廿一	人	平大工	四	人	木引
十七日	十二	人	平大工	二	人	木引
十八日	十八	人	平大工	五	人	木引
十九日	九十五	人	平大工	五	人	木引
二十日	百十三	人	平大工	六	人	木引
廿一日	六十八	人	平大工	五	人	木引
廿二日	百七	人	平大工	九	人	木引
廿三日	百八	人	平大工	廿二	人	木引
廿四日	百六	人	平大工	三十七	人	木引
廿五日	百十八	人	平大工	十九	人	彫物大工
廿六日	四十六	人	木引	合	百八十三	人
廿七日	百廿四	人	平大工	十七	人	彫物大工
	四十八	人	木引	合	百八十九	人
	百四十六	人	大工	廿三	人	彫物大工
	六十九	人	木引	合	二百三十八	人

廿八日 二百四十四人 大工 廿六人 彫物大工
 七十人 木引 合 三百四十人
 廿九日 二百五十八人 大工 廿八人 彫物大工
 九十九人 木引 合 三百八十五人
 正月十二日より 百十三人 彫物大工
 千五百九十三人 平大工
 四百三十六人 木引

以上は平大工・彫物大工・木引の出場し始めた寛永十二年正月中の出面であつて其後毎月中の最も多い日の分を記るせば次の様である。

二月廿八日 六百九十九人 大工 二百六十七人 彫物大工
 二百十九人 木引 合 千八百八十五人
 三月廿五日 七百九十二人 大工 三百廿九人 彫物大工
 二百五十三人 木引 合 千三百七十四人
 四月廿九日 千九十九人 大工 四百八十九人 彫物大工
 百九十三人 木引 合 千七百八十一人

五月廿七日 千二百八十八人 大工 六百六十三人 彫物大工
 二百八人 木引 合 二千五百五十九人
 六月十三日 千三百十六人 大工 七百十五人 彫物大工
 二百二人 木引 合 二千二百三十三人
 七月一日 千六百十二人 大工 六百六十八人 彫物大工
 二百六人 木引 合 二千三十六人
 八月八日 千九十四人 大工 五百七十一人 彫物大工
 二百十一人 木引 合 千八百七十六人
 九月二日 千二十四人 大工 六百八人 彫物大工
 二百十一人 木引 合 千八百四十三人
 十月十九日 千八十九人 大工 七百五十四人 彫物大工
 三百一人 木引 合 二千四百四十四人
 十一月廿九日 千百廿九人 大工 七百九十六人 彫物大工
 三百卅一人 木引 合 二千二百五十六人
 十二月十九日 千二百廿九人 大工 八百廿八人 彫物大工

子ノ正月廿九日 四百五十六人 木引 合 二千五百十三人
 千五百七人 大工 千四十七人 彫物大工

二月八日 六百三十八人 木引 合 三千百九十二人
 千四百七十一人 大工 千二百五十六人 彫物大工
 六百七十七人 木引 合 三千四百四人

この二月八日を最大の人數とし十日には二千八百十八人、十三日には千九百三十三人、廿一日には七百二十七人、月末には六百二十人といふ風に急に職人の數は減じてゐる。最終の月である十三年三月になつては

三月一日 三十一人 大工 六百三十三人 彫物大工
 二日 三十二人 大工 六百四十三人 彫物大工
 三日 三十人 大工 四百四十二人 彫物大工
 四日 三十人 大工 五百七十八人 彫物大工
 五日 三十一人 大工 五百八十一人 彫物大工
 六日 三十人 大工 六百二人 彫物大工
 七日 三十四人 大工 五百三十四人 彫物大工

八日 七人 木引 五百三十九人 彫物大工
 三十四人 大工
 十三人 木引
 九日 三十四人 大工 四百六十四人 彫物大工
 二十人 木引
 三十二人 大工 四百九人 彫物大工
 二十一人 木引
 三十二人 大工 三百三十人 彫物大工
 十九人 木引
 二十七日 大工 三百十人 彫物大工
 二人 木引
 三十一人 大工 二百十九人 彫物大工
 二人 木引
 三十一人 大工 百七人 彫物大工
 一人 木引

十五日 三十一人 大工 百一人 彫物大工
 十六日 三十一人 大工 九十四人 彫物大工
 十七日 三十六人 大工 八十六人 彫物大工
 十八日 二十九人 大工 七十四人 彫物大工
 十九日 六十九人 平大工
 廿日 六十七人 平大工
 廿一日 四十七人 平大工
 廿二日 五十人 平大工
 廿三日 三十三人 平大工
 廿四日 三十七人 平大工
 廿五日 三十五人 平大工
 廿六日 八人 平大工

この様にして三月十六日に木引の手を放れ十八日まで彫物大工も手を引き其の後は平大工ば

かり、それも廿六日には仕舞になつてゐる。更にこの日帳から出面を月別の表にして示すと次の様になる。

年 月	彫物大工	平大工	木 引	合 計	備 考
正十二年	一一三	一五九三	四三六	二二四二	十二日ヨリ
二月	五四七四	一五〇四四	四六五三	二五一七一	
三月	二二五三四	三三七一五	一一二四九	六七四九八	三日休
四月	一一〇〇七	二六四七四	六八六七	四四三四八	
五月	一五五三四	三二五七一	五一九〇	五二二九五	六日地曳式
六月	一九二五九	三七〇〇九	五七八五	六二〇五三	五日、六日、廿日休
七月	一五四五一	二九七五四	五八三〇	五一〇三五	十四日、十五日、十六日休
八月	一五五九八	二九四〇六	五八〇八	五〇八一二	
九月	一七六八九	二七三九三	六一三四	五一二一六	九日休
十月	二〇六一一	三〇七二六	八三〇〇	五九六三七	
十一月	二一五三〇	三二二二〇	八八七八	六一六二八	

十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	計
二二五三四	三三二二〇	一、二二九四	六六〇五八	一、二八八七	六七六二六	五五八四七	五五八四七	七九七八	七九七八	五五八四七
二一六三九	三三二〇〇	一二八八七	六七六二六	三三二〇〇	六六〇五八	五五八四七	五五八四七	七九七八	七九七八	五五八四七
三〇〇〇九	一七八六〇	七九七八	五五八四七	一七八六〇	六六〇五八	五五八四七	五五八四七	七九七八	七九七八	五五八四七
五五三四三	七〇六四	八九	六二四九六	七〇六四	六二四九六	六二四九六	六二四九六	七〇六四	七〇六四	六二四九六
二九四三二五	三八四一五九	一〇一三七八	七七九八六二	三八四一五九	七七九八六二	七七九八六二	七七九八六二	三八四一五九	三八四一五九	七七九八六二

猶ほこの外に日帳には次の様なことが書いてある。

- 一、千三百八十人 是は亥の正月八日より十二月廿八日迄御材木うけ取に罷出候大工
- 一、三百三十二人 是は子の正月より三月廿九日まで御材木請取に參候工數
- 一、五千人 是は御たまかきのらんまりんだうのくしかた仕候工數
- 一、八百人 是はからと上のらんま仕候工數
- 一、二十人 是は飾箱さしに下谷に參候工數
- 一、一萬四千五百人 是は亥の極月中ゆうなべの工數。彫物大工
- 一、二萬九千二百七十人 是は子の二月中夕なべわり付工數。彫物大工
- 一、四千九百二十七人 是は二月廿六日御こやへわり付候内の工數。彫物、但し是は一萬千百

八十八人の内此外は六千二百六十一人は右の日帳に有

この日帳によると造營に大工・彫物大工・木引の從事した主なる期間は寛永十二年正月十二日から同十三年の三月廿六日まで、其の總人數は七十七萬九千八百六十二人であるが、この外に前記の五萬六千二百二十九人の大工・彫物大工が材木請取と彫物に從事してゐるその中十二年二月には一萬四千五百人、十三年二月には二萬九千二百七十人（一日平均千人）の彫物大工が嚴寒中夜業して彫物に從事してゐる。

材木請取は亥の正月八日よりまた子の三月廿九日までとあるから大工等の仕事は十二年正月七種過から始め翌年四月にも猶ほ工事の幾分は残つてゐたと思はねばならない。それになほ準備工事があり、土工・石工其の他の諸職の仕事も考へなければならぬから、この日帳に依つて寛永十一年の暮には造營に着手したものと推定するのが妥當であると思はれる。

○日光臺所米之入用覺 臺所役人永江彌次兵衛の精算書の覺で先の日帳と同じく平大工・彫物大工・木引に對する分だけの米・味噌・鹽・乾物の拂方を明細に記した目録である。この覺書は

◇寛永十二年亥ノ二月朔日より同十二月廿八日迄の目録
米高四千拾七石九斗九升請取分

此拂方

一、五拾五萬六千貳百七十一人

此の米 四千四拾一石

但百人ニ付一日ニ七斗二升六合四勺五才宛

一、八百貳拾五人夕なべ 彫物大工

此米貳石七斗貳升五合

但一人ニ付三合三勺宛

二口合 四千四拾三石七斗貳升五合

此内 貳拾五石七斗三升五合 出前

一、此味噌之部

貳百拾石四斗七升五合

但百人ニ付一日ニ三升七合八勺三才ツツ

鹽之分

八拾五石一斗六升

但百人ニ付一日ニ一升六合三勺九才ツツ

干物分

九拾三萬七百八拾七

以上

此の外ニ

五萬九千三百拾六人

内、貳萬四千七百貳拾五人

四千三百九拾三人

三萬貳百六拾一人

但大工百人ニ付人足五人四分ツツ當

寛永拾貳年亥ノ十二月朔日御臺所

◇子ノ正月五日ヨリ同三月廿六日迄の目録

米高九百五拾四石一斗 請取分

此拂方

一、拾貳萬八千九百貳拾七人、平大工彫物大工木引共

此米九百五拾九石九斗貳升

但百人ニ付一日ニ七斗四升四合五勺四才宛

わらう

米つき

御臺所人足

永江 彌次兵衛

内 五石九斗貳升 出前

一、此味噌之分

四拾一石貳斗五升

但百人ニ付一日ニ三升三合五勺四オツツ

鹽之分

貳拾貳石三斗八升

但百人ニ付一日一升七合三オツツ

干物分

三拾五萬三千五百廿三

以上

此外ニ

一萬千八百五拾貳人半

内 三千九百貳拾貳人

千拾九人

六千九百拾一人半

わらう
米つき
御臺所人足

但大工百人ニ付人足五人ツツニ當

二口工數合六拾八萬五千九拾八人

寛永拾三年子三月廿六日

日光作事江戸小取臺所入用也

永江 彌次兵衛

この覺書によると平大工・彫物大工・木引の數は先の日帳の數と大ぶん相違して其の理由は判らぬが、兎に角六拾八萬餘人に米・味噌・鹽・干物を賄つたもので其の期間の二月朔日から翌年三月廿六日までは主なる工事期間に相當して日帳と符合するものである。而して作事小屋は日光ばかりでなく江戸にも在つた事が想像されるが、元祿の造營に當ても江戸本所に作事小屋が置かれ御宮木造初の規式も其所で行はれたことが「日光山御宮御造替略記」に記るされてゐるから、この寛永の造營に際しても江戸本所に作事小屋が設けられたものと推量せられる。

○日光亥子年大工木挽寄

一、貳拾八萬七百拾八人

彫物

内 拾七萬三千七百廿七人

拾萬六千九百九十一人

一、三拾七萬三千四百五拾四人

平大工

亥年
子年

内	三拾一萬五千四百三十人	亥	年
	五萬八千貳拾四人	子	年
一、	九萬七千四拾貳人	木	引
内	七萬六千八拾八人	亥	年
	貳萬九百五十四人	子	年

この縮高はまた豊後の覺書の一つであつて數に於て多少の相違はあるが亥子の兩年即ち寛永十二年十三年に限られてゐる。

造營の期間

以上に記した四種の記録は今回甲良家資料として発見したもので、既に見らるる通り東照宮寛永造替の期間を推定するに最も有力なる資料となるものである。この四種の別々な記録を突き合せて見ると其の間には何等矛盾するところなく、また能く一致してゐる。そこで寛永造替によ

る御宮の上棟が十三年四月八日であり、其の遷宮が十日である事が種々の記録に據つて誤りないものとして、この新らしい記録から推論すると造營期間が十三ヶ年であるといふ従來の傳説は否定されなければならない、着手の時がすつと後れる事になる。

假殿への外遷宮が十二年五月二日であるから其の以前に舊本殿を取除く事は出来ない筈であつて、従つて新本殿の着手は如何に早くとも五月二日以後でなくてはならない。日時定勘文に地曳式が五月六日で居礎の式が同月廿一日となつてゐるから實際其の頃に行はれたものと見て差間なく、それには諸職方と共に甲良一門の大工方が其の以前に既に作事に取り掛つてゐなければならぬ。入柚の日は實に四月二日であり別に假殿營作の事もあつた。従つて日帳の示す通り大工・彫物大工・木引の諸職は十二年正月八日に作事に着手したものと認めて總ての順序が整つて來る。ここに於て寛永造替の作事は、大工方が正月八日に着手し、其の以前の準備期間を加へても前年の暮即ち十一年の暮頃に着手されたものであると認めなければならない。東照宮史の十一年十一月の着手であるといふ説には誤りなく、従來の傳説である寛永元年の着手は甲良家資料から見ても全く根據の無い訛傳に過ぎないもので、作事の主要なる部分は實は十一年正月から十二年三月まで十五ヶ月間に出來上がつてゐる。

更にこの造營が寛永元年に着手されたといふ説の誤りであり且つ寛永十一年以前に着手された

ものではあるまいと思ふ節を他方面から少しく記るして見たい。元來この造營の奉行は秋元但馬守、副奉行は庄田小左衛門・嶋四郎左衛門の兩人で首腦たる作事棟梁は甲良豊後宗廣及び左衛門宗次である事は先に述べた通りである。然るに寛永九年には「紀年録」によると臺徳院廟の造營があり其の正月廿五日から庄田小左衛門は手傳役造營副奉行として勤仕してゐる。又甲良家記録なる「従先祖御用相勤候覺」によると宗廣の條に

寛永九年増上寺臺徳院様御佛殿の棟梁倅左衛門に被仰付

同所御廟は平内大隅相勤惣彫物の分は總豊後に被仰付

とあり、宗次の條に

一、寛永九年臺徳院様御他界の節、増上寺御廟へ被爲入、御供仕、御棺奉納被仰付相勤申候

一、同御佛殿御造營の棟梁相勤、御上棟の時五位の衣冠装束着相勤。初之名依爲左衛門、受

領不_レ及_ニ國號_一に候

又同家記録に

一、増上寺臺徳院様御佛殿御上棟

寛永九、十年之内

御奉行土井大炊頭様

幣、鈴木近江相勤

餘初、甲良左衛門

とあつて是又兩人共に臺徳院廟の造營に勤務してゐるばかりでなく、廟造營の掛員の中には日光御宮の造營に従事した塗師彌左衛門・畫工休伯・安女・主馬・石屋甚左衛門の名が記されてゐる。廟は九年七月に上棟があり佛殿は十年に竣成した様で家光公の命令に依る重大な造營であるからこの造營の首腦者が同時に日光東照宮造營の首班としてその手腕を揮つたとは思へない。従つてこの造營を畢つて間もなく一同が東照宮造替の掛りを命ぜられ熟練したる諸職を率ゐてそれに従事したものと見るべきが妥當で、この経験がやがて東照宮の造營を驚くべき短期間に仕上げたこととなるのであると思ふ。この點から見ても東照宮の造替着手は寛永十一年を上り得ない事になる。

然らば從來傳へられて來た寛永元年に着手したと稱せられる記録はどうなるか、甲良家資料から見れば單に訛傳と見るに過ぎないが之に就ては東照宮史に詳細に論じてゐるからその梗概を紹介しよう。

「東照宮史」によると、一體これまで寛永の大造替が寛永元年に起工せられたとなす説の行はれたのは専ら

總奉行

松平右衛門大夫正綱

秋元但馬守泰朝

- (一) (本文略) 寛永元甲子年正月二日附
- (二) (同) 寛永元甲子年正月廿一日附
- (三) (同) 寛永元甲子年二月六日附
- (四) (同) 寛永元甲子年三月初日附
- (五) (同) 寛永元甲子年三月十一日附

この五通の文書に根拠を置いたもので、緻密な配慮の下に非常に雄大な計畫が立てられた事になるが、此等の文書は決して正確なるものではなく、研究するに従つて種々の破綻を生じ信用する事の出来ないものである。(一)此等文書の日附を見るに、この年は二月三十日に初めて寛永と改元せられたのであるから前三通はいふ迄もなく三月初日には江戸ではまだ改元を知らなかつた事と思はるゝので第四通でさへも元和十年となければならない。それがすべて寛永となつてゐるのは後世の人の手に成つた證據である。(二)單に年號の點だけなればこれ丈を後人が筆を加へたものであらうと解せられない事もないが、この文書の文句は全體と

して頗ぶる猥雑で少しも簡古の趣がなく、當時の普通の語調と異つてゐる。(三)寛永元年にかゝる大工事を命ぜられたといふ當の奉行松平右衛門大夫正綱の傳を寛政重修諸家譜に就て調べて見ると、此人が他に種々日光に關係した事が見えて居るに拘はらず、この寛永元年乃至十三年の工事に就ては何の記載もない。(四)一方秋元但馬守も寛永元年正月に於て天下を擧げて奔走せしめる様な、重大工事の奉行に任命せられたといひながら、その年大阪城修築竣工によつて論功行賞の事を承つて大阪に赴いたり、寛永三年には秀忠公の上洛に供奉したりして居た事が寛政重修諸家譜に見えて居り、明らかにかの條令の命する所を裏切つて居る。(五)寛永八年六月二十日に日光東照宮社修造の爲に、佐藤維成・長崎元通の二人を奉行とした事が、家譜に見えて居り、寛永元年から十三年まで工事を繼續してゐたとすれば、その中間の寛永八年に更に別人を以て修造するといふ事は、全く意味を成さない。(六)諸書にこの條令に附添して竣工の折の論功行賞を載するもの、皆事實と相違してゐる。即ち但馬守がこの造營の功に依つて本高一萬八千石の外に五萬八千石を賜つたとあるが、事實は一生一萬八千石で終り正徳元年十二月漸く五萬八千石を領した。又松平右衛門太夫は造營後直ちに自殺被致故歟恩賞がなかつたと書いてあるが、之は彼が慶安元年六月二十二日に病死した事實と矛盾してゐる。(七)殊に怪しいのは寛永元年のこの重大なる建築工事が據るべき古記録

には一切見えてゐない事は、この條令の疑ふべきものである事を示すものである。之を要するに寛永元年起工説の唯一の根據であつた五通の文書は畢竟後人の偽作である。しからば此等の文書は一體いつ頃偽作せられたのであるか、此の問題を解く爲には彼の條令を載せてゐる諸書の編纂せられたり謄寫せられたりした年代を點檢すると天明六年まで溯る事が出来るが、いかに古く見ても秋元家が五萬八千石を領するに至つた正徳元年以前には溯るまいと考へられる。従つて寛永元年の日光造營定目は今やその信用を失ひ、舊説はもはや支持し難きものとなつて了つた。

と記るされ従來の寛永元年起工の根據は全く抹消されて了つたが、事實は甲良家の記録とよく一致する事になる。又東照社の上棟の寛永十三年四月八日であつた事は今は疑ふ餘地のないものであるが、甲良宗廣自筆の「日光御宮御造營御上棟之記」が上棟の日時とその式の次第を確實に物語る資料であり未だ世に現はれて居らぬものであるから、後に附録として添へる。

かくして、甲良家の資料から見ただ東照社の寛永造替の期間は従來の傳説を破り十五ヶ月若くは十六七ヶ月といふ驚くべき短期間になる。それは畢竟元和造營の際に於て既に相當に地形の整頓が出来て居つた上に、大工方のみでも一日三千餘人の職人を使役し、最盛期には嚴寒中にも一夜約千人の職工に夜業せしめ、且つ参考資料として後に示す様な多數の家中の輩を秋元但馬守が出

場せしめて督勵に努めた結果に基づくものであると想像され、上棟之記の役目の分擔から見ても主として宗廣は本社を中心とし左衛門は本地堂を中心として各秩序よく工事の進捗を期したからと認められ、また東照社造營の前後は家光公が社寺の造營に盛んに工を起された時なので、幕府作事掛を初め諸職工が其の技に熟練し訓練されてゐたからでもあると思ふが、この頃の工事は概して短期間に竣成されてゐるのが普通であつた。多少規模に於て相違はあるが、

臺徳院廟 廟は寛永九年二月起工、同年七月廿一日上棟。佛殿は寛永十年竣工。

嚴有院廟 延寶八年五月起工、同九年四月八日上棟。

文昭院廟 正徳三年二月十八日起工、二十六日柱立、九月五日上棟。

有章院棟 享保元年五月起工、同二年三月十九日上棟。

であり關野貞博士の調査に依ると豊國神社は慶長三年九月十一日着手、十一月一日より地形、翌年三月中旬落成、四月十八日遷宮である。これ等から推して東照社の造營も驚くべき短期ではあるが傳説の様に十三年間を費したものは思はれなくなる。然しかゝる短期間に竣成したるものとして茲に疑を存するものはその漆塗工事の工程が餘り少い事である。元祿度の大修繕の際殆んど造替の程度にまで修營した東照宮奥の院拜殿・本殿・石の間・拜殿並に本地堂が何れも柱・羽目・床に至るまで古漆の搔取から初めて布きせ上塗を終るに至る間二ヶ月に過ぎない事が、甲良

豊前控の「日光東照宮御造替日記」に依つて明らかであるから、寛永造替に於ても亦頗ぶる短期間に熟練した職工に依つて其の工程が進められたものと推定して誤らぬ事であると思ふ。

参考資料

甲良家の資料から見たる東照社寛永造替の事績と其の期間は以上に述べたところに依つて盡きたと思ふが、甲良豊後の覺書の中に、御假殿ぬり物覺、同かざり覺、諸家中名前書、諸職名前書等があつて、この造營の期間を論ずるに直接關係はないが面白い資料であると思ふから参考のため次にこれに就て記す事とする。

○「御かり殿ぬり物覺」

- | | | | |
|----------|-----------------|-------|-------|
| 一、天井うち | しん花ぬり | 一、しとミ | 布きせしん |
| 一、こわ戸べい軸 | かまち斗
しん花ぬり | 一、はふ | 布きせしん |
| 一、上棟 | 布きせぬり
ぬりあけしん | 一、御宮殿 | しん花ぬり |

一、右之外ハ 土采ぬり

一、くミ物さいしき 一、たる木土采ぬり

一、御宮殿くミ物さいしき

○「御かりやかざり覺」

- | | | | |
|----------|-------------|----------|--------|
| 一、釘かくし | けちほり | 一、しとミ | 角かな物色繪 |
| 一、はふのさかわ | いろゑ | 一、上棟の御もん | いろゑ |
| 一、こわ御殿 | いろく
けちほり | 一、天井くミ具 | いろゑ |
| 一、御室殿かざり | けちほり | | |

この二種の覺書は寛永十二年五月二日に外遷宮になつた假殿の塗物と飾り金物の覺書でこれに依つて假殿の程度を多少知る事が出来ると思ふのである。

○諸職名前書

- | | |
|------|--------------------------------------|
| 銅かわら | 本田太郎左衛門。山田藤左衛門。藤右衛門。八左衛門。樽屋。茂兵衛。半兵衛。 |
| 釘金物 | 權左衛門。甚左衛門。谷右衛門。伊兵衛。 |
| ぬり物 | 又五郎。助兵衛。太郎右衛門。彌左衛門。喜兵衛。いつミ。 |
| はくや | 太郎左衛門。宗吉。喜左衛門。藤右衛門。甚四郎。 |

かさりや いつミ。太郎兵衛。か右衛門。安兵衛。徳慶。甚七。茂兵衛。
ゑかき う禰め。理右衛門。九左衛門。清三郎。
屋 根 清左衛門。長兵衛。
ゑかき 次右衛門。久右衛門。
はく押 吉右衛門。市兵衛。甚太郎。
はくや 保吉。左助。五郎兵衛。五郎右衛門。小吉。半右衛門。庄三郎。
ぬ し 仁兵衛。四郎太夫。保右衛門。高兵衛。次右衛門。三大兵衛。久右衛門。彌七。
かさりや 七兵衛。源三郎。新右衛門。茂兵衛。勝兵衛。與三右衛門。太郎右衛門。武右衛門

○諸家中名前書

一、秋元但馬守御内

高山五兵衛殿。中山三左衛門殿。山田助左衛門殿。清水市左衛門殿。武藤次右衛門殿。藤田
又左衛門殿。加藤午之丞殿。加藤半左衛門殿。谷貝清太夫殿。松嶋權左衛門殿。内藤太左衛
門殿。大浪庄右衛門殿。長田五郎右衛門殿。多か谷源左衛門殿。板倉谷左衛門。町田左五右
衛門。山田與左衛門。高山彌右衛門。關口助兵衛。土屋勘左衛門。彌木九左衛門。福山所左
衛門。窪五之丞。岡谷三太夫。加藤武兵衛。坂庭彌左衛門。安中八左衛門。

鈴木小傳次。關口喜藏。池○彌之助。小山田半七。堀田又兵衛。志村五郎八。中嶋金三郎。
清左衛門。茂木才兵衛。村岡彌五兵衛。
坂田與兵衛。木暮小十郎。梶塚六左衛門。
庄田小左衛門様内衆 津田傳左衛門殿。
嶋四郎左衛門様内衆 坂田長兵衛殿。
一、板倉内膳正様内衆
松原二郎右衛門殿。村邊三郎右衛門殿。山本太右衛門殿。
一、松平伊豆守様御内衆
押田理兵衛殿。同内衆加藤六左衛門。
一、佐久間正けん様御内衆
田中半左衛門殿。同内藏殿。助兵衛殿。兵助殿。
一、酒井いなは様
山田又兵衛殿。出口勘左衛門殿。
一、かんノ内記様
久保田市右衛門殿。同八右衛門殿。

一、酒井讃岐様御内衆

ふかつ九郎右衛門殿。三々紀三郎右衛門殿。加藤八兵衛殿。

一、阿部豊後様御内

加藤三右衛門殿。原次左衛門殿。

一、阿部清兵衛様御内

新井たのも。内藤宇左衛門。さいき喜兵衛殿。下宮内道。さわら權右衛門殿。内藤九郎右衛門殿。外一名。

一、太田備中様御内

かはのか右衛門殿。同う右衛門殿。すかい惣右衛門殿。

一、堀田加賀様御内衆

上松庄右衛門殿。野村○右衛門殿。

一、三○しま様

戸村宗右衛門殿。次郎左衛門殿。

一、ちらくいん様御内

おりぬま内記殿。池田谷右衛門殿。

堀又七様御内

谷山平右衛門。もの彌伊右衛門。柳田與兵衛。

一、おはり様御内

寺尾左近之助殿。水野權右衛門。茂木三右衛門。

五郎兵衛様内。あいは○右衛門。

忠左衛門殿。木なミ三右衛門。

この二通は諸職の名前と諸家中の名前との覺書でこれに依ると秋元但馬守が如何に多數の家中をしてこの工事に關與せしめたかを知ることの出来るものである。

○仁王門材木注文、日光ニテあつらへし分

柱一、拾貳本。貫一、十本。同一、十本。同一、貳本。大斗一、貳本。ちふく一、八本。かふ

木一、三本。うつはり一、貳本。

以上

○御本社日光ニテあつらへ申松材木分

(中略)

大小本數合五千三拾三本也。

この二通はこの寛永造替の時、日光にて買入れた材木の覺書であるが、日帳に十二十三の兩年に合せて千七百十二人の大工を材木請取に出して居るところを見ると大量の材木は他から運搬したものと思はれる。しかも元祿の大修繕には本所御藏でも作事を爲し日光へ材木を運搬してゐるからこの際にも江戸から送つたものと考へることが出来る様である。

附録 日光御宮御造營御上棟之記

日光山東照大權現御宮御造替

寛永十三丙子年四月八日

○御宮御上棟

棟之御飾 但床三段ニ飾之

一、御幣 五本、金銀紅紙九垂ニ切。麻すが糸。鏡。末廣。綿。白紅糸。

掛帶唐織。髮。砂金袋錦。

但五ヶ所ニ飾之兩端ノ貳ヶ所ハ玉女金山之檀

一、御弓矢 金ダミ 貳張 絃練。

一、御槌 臺ニ載ル 同打當盤共 五組、金たミおき上げ鶴龜松竹

木口ニ寶珠極彩色

臺打盤とも同斷

一、棟水引御幕 床三段ともに五色大紋の純子にて打廻す

一、御瓶子臺ニ載ル三對

下地木にて造り惣金おき上げ

鶴龜松竹寶蓋極彩色

口覆金欄蝶花形糸花ヲ飾ル

但中三ヶ所ニ飾之

一、御鏡餅 三重宛七備 臺金たミ右同斷極彩色繪

但中之飾ニ三備其外四ヶ所ハ一備宛

一、御樽 拾七荷 何も幣之左右ニ飾之

但中之飾ニ五荷其外三荷宛

一、御肴壹ヶ所ニ拾貳種宛 臺金銀之たミ鶴龜松竹之繪樽之左右ニ並飾ル
但五ヶ所同斷

一、御幣之前毎ニ引渡し こんぶのし。かちくり 三方小角 金銀たミ繪有

一、右同斷 酒土器 洗米。神 三方 金銀たミ繪有

一、右同斷銚子加 五對

金銀蝶花形糸花

赤銅にて葵の御紋付

一、綿、卷物、鳥目。五十貫 床左ノ端ニ臺ニ飾ル

一、五色ノ糸、麻、鳥目。五十貫 床右ノ端ニ臺ニ飾ル

積錢ハ此外ニ出ル

一、御幣ノ前ニ 里ノ物。山ノ物。五穀。海ノ物。川ノ物。雜穀。 六所ニ銀たミノ臺ニ飾ル 何も作り物極彩色

一、同前之下方段三ヶ所ニ 散米 蔣餅 銀たミノ大桶三ツ宛ニ入置飾リ

右棟之役人

右棟之槌役 五人 五位ノ束帶ヲ着ス

但此内より貳人ハ玉女、金山ノ檀共ニ祭ル

酌加之役 拾人、あさきノ素袍ヲ着ス

隋 身 四人 棟四方ノ隅ニ着座

赤地たてわけ之金襴の狩衣籠履重ケ籐ノ弓持太刀ヲ帶

蔣餅 役 拾八人 あさきノ素袍ヲ着ス

此外束帶之者五人ニ供貳人宛素袍ヲ着シ下段ニ座ス四方堅之飾

一、御幣 五本 御幣仕立様飾リ等棟之御幣同斷

但御縁四方ノ隅こと御後之中と五ヶ所ニ飾ル

一、同備物棟之幣前飾リ之通り壹ヶ所ニ瓶子一對。鏡餅一備。樽三荷。肴十貳種。染。洗米。

土器。銚子加。槌同臺打盤共ニ五ヶ所同斷

一、水引御幕段子御縁四方ニ引廻ス

右四方堅之役人

槌之役 五人 五位ノ束帶

酌加之役 拾人 あさきの素袍

此外束帶之役人之供素袍を着貳人宛御縁の下に座ス

同振り幣之前飾

- 一、 漆 左の瓶子ノ先ニ飾ル 臺金たミ置上ケ極彩色
- 一、 鏡餅 右ノ瓶子ノ先ニ飾ル 臺右同斷
- 一、 瓶子 左右ニ飾ル壹對 仕樣棟之瓶子同斷
- 一、 鬘斗 瓶子ノ中ニ飾ル 臺右同斷
- 一、 前ニ大机 金たミ

是は御幣立御棟札ヲ置也

- 一、 振幣 壹本 錦ニテ五垂ニ切其外かさり棟之幣同斷
- 一、 御棟札 錦之覆有之

右振幣 棟梁甲良豐後宗廣四品ノ束帶ニテ勤之

同役人。幣持。御棟札持。聲掛ケ。書物持。後見人共ニ七人布衣ヲ着ス、此外棟梁之供布衣

ヲ着ス者三人素袍ヲ着ス者五人、杵持、笠持ノ白丁着者有之

同御鑄初飾リ

- 一、 材 木
- 一、 瓶子 一對 仕樣棟之瓶子同斷

- 一、 鏡餅三重 一備 臺共ニ棟同斷

- 一、 御樽 貳荷 左右ニ飾之

- 一、 御肴 五種 同臺棟と同斷

外ニ

- 一、 洗 米 三方金たミ置上極彩色

- 一、 神酒土器 拾貳枚 三方同斷

- 一、 銚子加 一對 金銀蝶花形糸花

是三口ハ御酒供シ之時持出ル

- 一、 道具箱 梨地高蒔繪減金鈔金物紫ノ打緒ゆたん掛ル

是ハ神庫ニ納有之

右鋒初墨當供シ物共ニ 甲良豐後勤之

道具運役 同左吉五位束帶ニテ勤之

糸引 同龜之助五位束帶ニテ勤之

小工 壹人 五位束帶ニテ勤之

道具出シ道具箱持役人後見共ニ拾人布衣

酌加之役 貳人宛

○御本地堂御上棟

棟之飾 但床三段ニ飾之

- 一、御幣 三本 仕立様御本社同斷
- 一、御弓矢 貳張 御本社同斷
- 一、槌 三組 臺同打當盤共ニ御本社同斷
- 一、棟水引幕 段子床三段共ニ打廻ス
- 一、神酒瓶子 三對 御本社同斷
- 一、鏡餅三重 三備 同臺共ニ御本社同斷
- 一、御樽 九荷 御本社同斷
- 一、御肴 七種宛 臺共ニ御本社同斷
- 一、御幣ノ前毎ニ三種ノ引渡シ有之御本社同斷
- 一、洗米。御酒土器 臺共ニ御本社同斷
- 一、銚子加 三對 御本社同斷
- 一、綿。卷物。鳥目五十貫 床左ノ端ニ臺ニテかさる

一、五色ノ糸。鳥目五十貫 同右ノ端ニ臺ニテかさる

一、棟前ノ方下段三ヶ所ニ散米餅餅 銀ダミノ大桶三ツ宛ニ入飾リ立

右棟之役人

棟之槌役 三人 五位束帶ヲ着ス

同酌加之役 六人 かつんノ素袍ヲ着ス

隋身 四人 棟四方ノ隅ニ着座、赤地金襴ノ狩衣籠履ヲ持、大刀帶

餅餅之役人 十八人 かつんノ素袍ヲ着ス

四方堅之御飾

一、御幣 五本 御幣仕立様飾等御本社同斷

但御縁四方ノ隅々と御後ノ中と五ヶ所ニ飾ル

同備物棟之通り壹ヶ所ニ、瓶子壹對。鏡餅臺備。御樽三荷。肴七種。染。洗米。御酒之土器

何も三方ニ載。銚子加。槌同臺打盤ともに五ヶ所同斷。

一、水引御幕 純子 御縁四方ニ引廻ス

右四方堅之役人

槌之役 五人 中之槌壹人は五位の束帶隅ノ四人ハ布衣

酌加之役 拾人 ちんノ素袍

此外役人之供貳人宛素袍着御縁下ニ有之

外陣玉女之禮飾

一、白 檀

一、瓶 子 壹對 仕立様棟瓶子同斷

一、鏡 餅 壹備 臺共ニ右同斷

一、御 樽 三荷 左右ニ飾ル右同斷

一、御 肴 七種 臺共ニ右同斷

一、洗米御酒 土器 三方ニ載仕立様右同斷

一、銚子加 壹對 右同斷

玉女 役 壹人 五位ノ束帶

酌加之役 貳人 ちんノ素袍

一、棟 札 錦之覆有

一、振 幣 壹本 御本社振幣同斷

振幣役 棟梁甲良左衛門宗次勤之

幣持。棟札持。聲掛。書物持。後見共ニ七人 布衣ヲ着ス

此外棟梁之供布衣着之者貳人素袍着五人香持笠持之白丁着外ニ有之
同銚初之飾

一、材 木

一、瓶 子 壹對 仕立様棟と同斷

一、鏡餅三重 壹備 臺共ニ右同斷

一、御 樽 貳荷 左右ニ飾ル右同斷

一、御 肴 五種 臺共ニ右同斷

外ニ

一、洗米。御酒。土器 三方ニ載金たミおき上ケ極彩色

一、銚子加 壹對 仕立様棟と同斷

此三口は銚初終て御酒供し之時持出ル

一、道具箱 御本社之通り後ニ豊後拜領仕、銚初。墨當供之者共ニ甲良左衛門勤之

道具運ヒ米引 貳人 素袍小ゆい

小 工 壹人 五位ノ束帶

道具出シ道具箱持後見共ニ拾人 布衣ヲ着ス
酌加之役 貳人 素袍

右之外惣肝煎百八拾人

内 三拾人ハ 布衣ヲ着ス

百五拾人ハ 素袍ヲ着ス

仕手大工百人ハ かつんニ子持筋ノ素袍ヲ着ス

白丁 貳百人程

是ハ束帶之者傘持杵持其外諸役有之

右之分御兩所之御白砂へ相詰能有但役人之外御白砂へ罷出候者ハ何モ長袴着シ申候

兩御上棟御簀初終而拜領物之覺

一、御太刀 鞘卷京物銘有

是ハ御本社向拜ニテ頂戴仕 甲良 豊後守

一、御馬 置鞍御鞍鐙梨地御紋金紅大房しりかい髪立栗毛

是ハ石之御鳥居之内御惣門之前ニテ頂戴仕候

一、御太刀 鞘卷銘備前三郎國宗

是ハ御本地堂向拜ニテ頂戴仕 同 左衛門

一、御馬 馬締しゆす鷲之縫紋紅裏、鹿毛

是ハ拜領所豊後同斷

一、御太刀 鞘卷備前物銘有

是ハ御本社向拜ニテ頂戴仕 同 左 吉

一、御馬 馬衣黒しゆすニ波之縫紋紅裏ひはり毛

是ハ拜領所豊後と同斷

一、御太刀 鞘卷銘備州長船左近將監長光

是ハ御本社向拜ニテ頂戴仕 同 龜之助

一、御馬 馬衣黒しゆすニ花菱舞鶴金紋紅裏、栗毛

是ハ拜領所豊後と同斷

御兩所之御飾物積錢諸品不殘拜領仕候

以上

X X X X X X

甲良家の資料に據る日光東照大権現御宮寛永造替の期間に關しては以上に述べたるところによつて、舊來の傳説の誤りであることは明らかである。猶ほ元祿の造替に關しても從來知られてゐる鈴木長頼私記の「日光御宮御造替留記」の外に「日光山御宮御造替略記」「日光御造替日記」を新たに發見した。これによつて見ると元祿の修營も造替に近き程度のももあり、本地堂の如きは造替である。(昭和三年八月稿)

名匠甲良豊後守宗廣

織田豊臣兩氏の時代より徳川氏の初世に亘り主として桃山期を中心として時代の風潮は名工巨匠を輩出せしめた。建築繪畫彫刻を初め有ゆる工藝の豪華絢爛さは彼等をして存分に其の手腕を揮はしめた。和州の中井大和・紀州の鶴飛驒及平内大隅は建築の巨匠として現はれ近江の名匠甲良豊後また召出されて近畿に活躍し後平内及鶴と共に江戸に下り徳川初世の建築に大きな足跡を遺した。

甲良豊後宗廣姓は藤原、天正二年近江國犬上郡甲良の庄法養寺村に生れ初めの名は小左衛門後ち左衛門尉となり洛東吉田神社造營の功により豊後守を受領した。祖父三郎左衛門尉光廣は仁羽長秀の匠となり近江に地を領し、父小左衛門尉氏廣亦名聲高き匠家であつた。宗廣は父祖の業を繼ぎ慶長元年伏見に往き徳川家康に事へ城内の工事に従つた。徳川氏江戸に覇府を開くや鶴と共に江戸に下つて御作事掛大工方に勤仕し寛永九年十月二日作事奉行の創設に伴つて鶴及平内と共に作事方大棟梁となり幕府の重要な造營を擔當したが、寛永十三年日光山東照大権現の御宮造替の大任を果した時に年六十五。これを機とし慶長元年より寛永十三年に至る四十一年間の公生活より身を退き剃髮して道賢と稱し故郷近江に歸り唯念寺に歸會し正保三年三月十七日年七十三にして病を得て歿した。其の子孫は相繼で幕府の大棟梁となり幕末に及んだが宗廣は其の始祖として實に江戸初世の大建築家であつた。宗廣の由緒に就ては甲良覺書に

- 一、本國近江犬上郡法養寺村に住居仕、慶長元年城州伏見罷在、權現様御城内平生御作事方御用相勤依之御合力米被_レ下置候、當時於京都、近衛關白殿御門を建、扉彫物左甚五郎と片扉宛分ち被_レ仰付、此爲御褒美從六位左衛門尉に被_レ成下、其後東山吉田之御社御建立棟梁相勤、受領被_レ仰付、豊後守と相改、俸を左衛門と改稱申候。
- 一、權現様御代、慶長九年初て當地へ被_レ召下、明る十年増上寺御建立の時、山門の棟梁被_レ仰付、相勤申候、於御當地御用相勤申初に御座候。
- 一、臺徳院様御代、右之後山王舊地の御宮御造營御作事相勤申候、其外御城内御用共相勤、寛永の初、諸大名御方々御成の御作事、不殘相勤申候。
- 一、寛永九年増上寺臺徳院様御佛殿の棟梁、俸左衛門に被_レ仰付、御同所御廟は平内大隅相勤、物彫物の分は、總豊後に被_レ仰付候。
- 一、大猷院様御代、寛永十三年日光山御宮御造替、秋元但馬守殿御奉行にて、豊後惣棟梁被_レ仰付、御成就御上棟の時四位の束帶御免被_レ遊相勤、子孫も同五位束帶着相勤、於御神前御椽眞の御太刀頂戴仕候。

慶長元年より寛永十三年迄四十一年の内、御用相勤隱居仕、俸左衛門に家督相讓申候。

と記るされ、平内の太子流に對し宗廣は建仁寺流の工匠として立ち、また彫刻の技にも秀で近衛

關白第の門扉彫物の競技には覺書にも書き上げられてゐる通り宗廣の榮譽としたるものらしく、臺徳院廟の彫物を擔當し日光御宮の造替に當つては自ら其の彫刻の下繪を描きたるものが多數に有つた様で、其の一部は今に傳へられてゐるものがある。而して寛永十一年には自身の法體木像を彫つた。甲良家の後裔大嶋盈株式の語るところに依れば木像は初め京の眞如堂に納め後郷里の唯念寺に移したと傳へられてゐるが、この木像は今に遺されてゐる。

宗廣の業績

宗廣は慶長元年二十三歳にして伏見に出で家康に仕へ城内の作事に従事してより大棟梁の職を其の子宗次に譲るまで四十一年間幕府の重要なる建築に關與せざるものなく其の他幾多の輝かしい業績を遺したのであるが、今其の著名なるものを擧ぐれば次の通りである。

慶長元年 近衛關白第の門及扉彫物。

同

洛東吉田神社の造營。

同 十二年 江戸山王社（本社は古を用ひ拜殿以下造營）
 同 十二年 江戸城天守造營。
 寛永初年 加藤肥後守屋形及蒲生下野守屋形を初め諸侯邸の御成門等造營（鍋嶋の櫓門は左衛門宗次擔當）
 芝臺徳院靈屋の彫刻。
 寛永九年 日光山御宮造替。
 同 十三年 日光山御宮造替。
 同 十六年 寛永寺五重塔造營（甲良左吉と共に）
 明 曆 二年 尾州大納言屋形造營（表方は豊後父子、奥向は平内大隅擔當）
 以上の外作事掛大工方として慶長の江戸城修築に従事し殿舎の外職分として櫓多門等の營作も亦豊後の手に成つたものが少くない。

宗廣と東照宮の造營

日光東照宮社殿の寛永度造替は甲良豊後守宗廣の畢世の業績である。彼宗廣造替の命を受けるや一族を率ゐる寛永十一年秋より十三年春に亘る驚異的短日月の間にかの華麗なる社殿の造替を成功せしめた。その事績は今更めて述べる迄もないが、豊後がこの生涯を通じての大造營に大棟梁として關與するまでには或る隠れたる事情があつた。それは甲良家の記録には勿論記されてはゐないが、同家の傳ふるところに依れば、當時鶴と共に甲良が將軍家の信頼特に篤く其の上天海僧正の蔭ながらの支援に預かつたので豊後守宗廣に造替の下命があつたといはれてゐる。而してこの天海僧正の支持に對し道具箱には僧正家の紋所と甲良家の紋所とを描いたとされてゐる。また豊後守宗廣の自筆の圖には御宮造替の際の廟所御唐門妻羽目彫物・同左右堅羽目彫物・御唐門左右彫物・御廻廊羽目彫物・御廟御扉彫物の下圖が遺され、自筆本としては「宮ノ次第ノ事」・「あと書」・「日光御宮御造營御上棟之記」・「上棟斬初柱立傳」が子孫の爲めに傳へられてゐた。

日光東照宮元祿大修復の真相

日光東照大権現の御宮は家康の二十一回神忌を期し家光の命により造替が行はれ、寛永十三年四月八日上棟同日に正遷宮の執り行はれたことは、所謂寛永造替として事新らしく述べるまでもなく周知のことである。爾後奥ノ院石寶塔の建立、奥ノ院相輪檜の建立、三佛堂の建立、相輪檜山下への建替、五重塔の建立、御宮屋根銅瓦改葺、三佛堂銅瓦改葺、奥ノ院唐銅寶塔の建立及び寛文四年・延寶七年・貞享五年の御宮修復等々諸種の造替は絶ゆること無く行はれたが、七十

五回神忌を期し元祿元年より同三年に亘り東照宮社殿並に其の附屬建物及び大猷院御靈屋の大修理が行はれた。この大修理に關し作事方大工頭鈴木長頼の日光御宮御造替留記・日光山御宮御造替略記及び作事方大棟梁申良豊前の日光御宮造替記には何れも造替と記るされ其の營作の程度も床・羽目・天井・屋根及び彫刻等を取解きて軸部のみとして基礎から仕直した極彩色の部分にも修理を加へたもので主要な建物は何れも造替に近きものであつた。そこで元祿の大修理又は造替の事績に關し先に記るしたる留記・略記及び日記等の文献より其の營作の程度を解明しよう。

日光東照宮社殿等の大修理に關しては「元祿元戊辰年十一月十四日晴、御本社御造替並御修復被仰出、御老中大久保加賀守殿・惣奉行井伊掃部頭殿・柴田三左衛門・中山喜左衛門云々」と傳へられてゐるが、常憲院殿御實には

元祿元年八月十七日柴田三左衛門日光山御宮・靈廟巡察命ぜらる、書院番中川喜左衛門成慶も同じ

と記るされ、當時の官工匠たりし幕府作事方大工頭鈴木長頼の私記である留記の元祿元年日光山東照宮御造替始末日録によれば

八月十七日、丁巳陰、下野國日光山東照宮御社、依年來之破壊、爲御修理、爲檢分御使番柴田三左衛門源勝門御書院番阿倍志摩守中川喜左衛門平重泰近日可被遣于日光山之旨今

日被仰出

とあり實記の記載と符合し然かも日録はこの日から始まり、先づ以て作事の爲めの檢分が行はれた事が記るされてゐる。長頼の日録は元祿元年八月十七日始まり同三年七月四日に終つてゐるので、各建物の檢分より工事の工程まで明細にこれを書き留めて居り、しかも長頼は工事の關係者として重要な位置に在つた者であるから最も信頼し得べき日録と思ふので、この日録の中から主要な部分を抄出し先づ以て造替の始末を記るせば次の通りである。

元祿元年

八月廿二日、壬戌雨、今日召_レ僕於營中_ニ辱有_レ命今度副_ニ勝門重泰_ニ爲_レ檢分_ニ可_レ被_レ遣_ニ于日光山_ニ之旨今日被_ニ仰出_一。

廿五日、乙丑霽、御被官谷田清三郎片山三七御大工鶴飛驒副_ニ長兵衛_ニ可_レ被_レ遣_ニ于日光_ニ之旨被_ニ仰出_一。

九月三日、壬申霽、三左衛門喜左衛門及僕等以下今日發_ニ江府_ニ赴_ニ日光_一。

七日丙子霽、自今日御假殿檢分。

十日己卯陰、自今日御宮、廻廊等檢分。

十一日、庚辰晴、今日御藏、御厩檢分。

十二日辛巳晴、今日輪藏鐘樓鼓樓檢分。

十四日癸未晴、今日東廻廊、神樂堂檢分依_ニ外遷宮_ニ御假殿之地内、別設_ニ御假屋等_ニ今日始_レ之。

十五日甲申晴、今日西廻廊、神樂堂、御水屋等檢分。

十九日戊子晴、今日大樂院、別所檢分。

廿日己丑晴、今日御宮、惣柵檢分。

廿二日辛卯及夜雨降、今日戌之尅自_ニ奥院_ニ御_ニ遷座_ニ于御本社_一。

廿四日癸巳雨、今日奥院御拜殿檢分。

廿五日甲午晴、今日御假屋等造畢、所謂御本地堂一字、護摩堂一字、神樂堂一字、御供所一字等也。

廿七日甲申雨降、戌尅自_ニ御本社_ニ外_ニ迂宮_ニ于御假殿_ニ同亥尅自_ニ御堂御廟_ニ外_ニ迂座_ニ于御佛殿_一。

廿九日戊戌晴、今日御本社檢分。

十月二日辛丑、御官方檢分今日畢。

三日壬寅晴、今日御殿檢分。

五日甲辰晴、今日御堂、御廟、御拜殿、御寶藏、皇嘉門、夜刃門、廻廊、中門、御水屋、總門檢分。

六日乙巳晴、今日御堂方、鐘樓、鼓樓、龍光院別所等檢分。

八日丁未晴、今日御堂方檢分畢。

十日己酉晴、戊尅自御堂御遷座于御廟御拜殿。

十一日庚戌晴、今日御佛殿檢分始。

十二日辛亥雨、今日御佛殿檢分畢。

廿日己未陰、今日登營、仲御官破損之旨趣。

十一月四日癸酉晴、今日以仙臺少將陸奥守綱村朝臣爲御宮御堂之御修理營監、且以御使番大嶋雲四郎義高御小姓組阿倍越中守組神保三郎兵衛爲御堂之奉行、三左衛門喜左衛門者爲御宮之奉行、且以僕兩營事可勤之旨被仰出。

五日甲戌晴、今日井伊掃部頭直置朝臣爲御宮御堂惣奉行。

七日丙子晴、今日以御被官片山三七、坂本三郎兵衛、内山清左衛門被定御官方、御大工鶴飛驒副之、以谷田清三郎、清水彌左衛門被定御堂方、御大工平内七郎左衛門副之。

十九日戊子小雨、今日以鉢石之町裏空地一萬坪餘之所定陸奥守綱村朝臣之小屋場、綱村之陪臣但木惣左衛門請取之。

廿一日、庚寅晴、今日以入町之町屋定掃部頭直置朝臣之小屋場、且以山口圖書宅爲直置

之居所。

十二月廿日己未晴、今日掃部頭並四人之奉行登營、今度御宮殿御本社可有御造替之旨被仰出。

元祿二年

正月廿二日、辛卯晴、以御小姓組小出和泉守組中根左衛門代神保三郎兵衛爲御堂方奉行、三郎兵衛依叔父之忌服也。

晦日戊戌晴、御被官片山三七依伯父忌服被免許之。

閏正月四日壬寅晴、以被官鈴木與次郎、大石忠左衛門被加定御官方。

十一日己酉、今日掃部頭並勝門義高、重泰登營、且以佛堂・常行堂・法華堂・並新宮之後殿無量院之別所被定今度御修理之員。

十四日壬子晴、今日於木庄御藏材木請取之始、綱村朝臣之人足送運之。

廿三日辛酉晴、御堂方奉行中根左衛門依病氣被免許以御書院番池田帶刀組諏訪五郎左衛門盛條代之奉行被仰出。

廿四日壬戌、今日石匠久三郎赴野州長畑山此山之石今度可爲龜腹石之旨、兼日依被定之也。

廿六日甲子小雨、今日於本庄三之橋北一定御宮御堂御木造之小屋場、御普請奉行中坊長兵衛與田八郎右衛門檢之。

二月四日辛未雨、今日本庄御藏之材木運入木造小屋。

十一日戊寅小雨、今日已尅於本庄小屋御木造始御大工鶴飛驒正村勤役之掃部頭陸奥守三左衛門及僕等以下綱村陪臣各著座。

十四日辛巳晴、今日於本庄小屋御堂方番匠始、掃部頭陸奥守雲四郎五郎左衛門巡見之、且僕等御被官等同隨之。

三月十日丁未雨、塗師・鋸師・鍛冶・石匠之御扶持人今度可勤御宮御堂塗・鋸・鐵・石之類其職分之旨被仰出。

廿九日乙卯晴、今日於篠管池之端以木食屋敷爲御神寶調進修理之小屋。

四月十一日丁丑、三左衛門・雲四郎今朝發江戶赴日光、此近日小納戸衆爲檢分依可被遣于日光也、御被官坂本三郎兵衛、谷田清三郎、御大工平内七左衛門、甲良助五郎隨之。

廿八日甲午小雨、今日於日光小納戸衆御官檢分始。

五月六日辛丑、晴、於日光御小納戸衆、御官檢分畢又始御堂之檢分。

十一日丙午陰、御大工鶴飛驒依妻之服忌免之以甲良豐前代之、今日於日光御堂檢分畢。

六月五日己亥、今日於長畑山龜腹石割始。

七月六日庚子小雨、今日御宮御修理始。

十日甲辰晴、今日御堂御修理始。

廿八日、壬戌晴、今日三佛堂御修理始。

八月廿七日辛卯晴、長畑石今日始出赴日光。

九月八日辛丑雨、今日御本地堂夕、ミ收。

十日癸卯雨、今日御本社夕、ミ收。

十三日丙午晴、已尅御本社之地、御鋤始。

晦日癸亥小雨、申尅御本社御地鎮。

十月八日辛未晴、今日於本所御切組始。

十三日丙子晴、今日法華堂・常行堂御修復畢、去八月十二日始事。

十七日庚辰晴、今日御堂御拜殿之虹梁三本揚之。

廿一日甲申晴、今日龜腹石居北東始。

廿五日戊子晴、今日三佛堂之三尊盡還座。

廿九日壬辰晴、今日御廟前、唐銅鳥居建之。

十一月十五日戊申晴、今日龜腹石居畢、且奥院御拜殿修復畢、御堂方御修理今日同畢。

十二月十五日戊寅晴、御本社切組今日取疊、始日光。

廿日癸未晴、本所御作事自今日休。

元祿三年

二月十五日丁丑晴、自今日御宮御堂修理始。

三月十一日壬寅晴、辰尅御宮柱建、大工甲良豊前宗賀勤役之、今日御堂方野火止之石垣築之。

四月十八日巳卯晴、今日御堂方御修理畢。

五月十六日丙午晴、駒井半右衛門、神保新五左衛門、木原内匠、爲御堂御修補檢分、今日登山。

十七日丁未晴、御小納戸衆御堂檢分。

廿一日辛亥晴、御小納戸衆御宮檢分。

廿四日甲寅雨、辰尅御堂御地鎮、御安鎮、酉尅正遷座、御名代織田隼人正。

廿五日乙卯雨、巳尅御堂御供養。

六月廿五日甲申陰、御宮、御安鎮巳尅、酉尅自御假殿正遷宮、御本社御名代大澤右京大夫。

廿六日己酉陰、巳尅御供養、酉尅自本社正遷宮奥院。

廿七日丙戌陰、卯尅御本地堂上棟。

廿八日丁亥雨、巳尅御本地堂、地鎮、安鎮、戌尅正遷座、御小納戸衆歸府。

七月四日癸巳晴、戌尅御堂奥院正遷座、御名代六角越前守、此夜僕歸府。

以上長頼私記の記録によつて、元祿元年より同三年に亘る御宮及び御堂の大修理は、先づ以て修理程度の檢分に始まり諸種の準備を整へ二年七月より本格的に着工し、三年七月四日を以て全く其の功を畢つた其の一切の始末は明瞭にされてゐる。而して造替ともされるこの大修理工事は大工頭として鈴木長頼がこれに與かつてゐるが、技術の擔當者には最初鶴飛驒が選ばれた。しかし飛驒は服忌の已むなき事情に立至つたので二年五月大棟梁甲良豊前が代つて擔當者となつた。従つて元祿二年二月十一日の柱建には豊前及び助五郎、三年六月二十三日の上棟に豊前宗賀、同志摩宗貞、同二十七日の本地堂上棟には甲良志摩が各其の役を勤めたのであつた。

建物破損の程度

日光御宮及び御堂、主として御宮の建物に如何なる破損があつて造替せねばならぬ程になつてゐたか、其の程度を取調べの爲めの検分が行はれたが、其の衝に當つた飛驒の記したものは見當らない。たゞ僅かに甲良家所傳の豊前の見分帳の斷簡が本地堂の検分の結果を物語つてゐるに過ぎない。それも今は所在不明になつてゐるが、其の一部を記せば次の通りで、それに依つて検分の結果を知ることが出来る。

御本地堂

一、桁行拾間三尺一寸二分
梁間六間五尺一寸二分

屋根瓦兩妻入母屋御所棟貳軒重檼組物三手先彩色御柱金箔樺黒塗其外總土朱塗

一、總檼丸柱御總様南西へ三四寸程ゆかみ南西之隅に而者御地形三寸五分下り申候向拜御柱に而者西へ六寸七分ゆかみ申候

是者此度御建直しに罷成候御事

一、同(南より)四番西之梁、上端より南之平へ筋違われ口三四分、深さ四寸より六寸迄、同西之はな極尾堅仕懸けえむた穴有之、(無款)同中程に口貳寸深さ四寸之朽節御座候事

是者此度取替申候御事

一、同五番東之梁、上端に口貳分、深四五寸に節違われ有之其外所々に小われ御座候御事

是者此度取替申候御事

一、同所西之梁、下端に長四尺、口三分、深六寸より八寸迄之われ、其外所々續われ御座候御事是者此度卷金物仕用可申候御事(以下梁八本取替又は卷金物仕用の分省略)

一、西側南より六番之飛物、上端に口三分、深さ五寸之われ其外所々小われ御座候御事

是者此度卷金物代用可申候御事(以下飛物五ヶ所取替の分省略)

一、北之入側西より三番之御柱、枳板より高五尺程あがり筋違われ、長七寸餘深さ五寸餘深さ五寸程御座候御事

是者此度取替申候御事

一、南之妻丸桁は數木朽申候

是は此度取替申候御事(以下柱十五本取替又は卷金物仕用の分省略)

一、同所指桁前包之控尾堅め悪敷御座候御事

是は此度堅め能可仕候事(以下極尾堅め二ヶ所仕直しの分其他六件省略)

一、屋根土居葺無御座候御事

是は此度土居葺可仕御事(以下五件省略)

一、御床下、惣様相見之中候御事

- 一、黒塗所々はげ損申候御事
 - 一、土朱所々はげ損申候御事
 - 一、彩色、いろ替り所々はげ損申候御事
 - 一、蹴込石、かつら石四半石出入高下御座候御事
 - 一、鋸かな物色悪敷罷成候御事
- 以上は甲良豊前の本地堂のみに關する見分帳に書き上げられたる六十四廉の一部で、其の柱だけでも十本の取替九本の補修を見たのである。他の建造物の破損の程度の報告は明らかにされな
いが、後段に述べる棟分奉行の報告日記を以て其の委細を窺ふことが出来る。

諸規式の日と工事關係者

御宮及び御堂の大修理に建物別に分擔して其の工に與かつた棟分奉行の報告日記により各建物の修理狀況を記するに先だち、前に述べた日録とは多少重複するが執り行はれたる諸規式の日と

工事關係者の職掌と氏名とを掲げて置く。それは長頼記の造替略記に明細である。即ち

御木造始	元祿二己巳年二月十一日
御鋤始	同 九月十三日
御地鎮	同 九月晦日
御柱建	同 三庚午年三月十一日
上棟	同 六月廿三日
御安鎮	同 廿五日
正遷宮	同 廿五日
御供養	同 廿六日
奥院正遷座	同 午六月廿六日
御本地堂上棟	同 廿七日
同安鎮	同 廿八日
同正遷座	同 夜
御堂御地鎮御安鎮	同 午五月廿四日
同正遷座	同日

同	御供養	同	廿五日
同	奥院正遷座	同	同日
神	橋 鏘 始	同	午五月十四日
同	外遷座		廿六日
同	正遷座		廿八日

而して略記にはこれ等諸式の次第を圖面を添へて書留てゐるが、今その一二を掲げて當時の規式の状況を記さう。

巳二月十一日御宮御木造初記

十一日戌寅雨降、巳尅本庄小屋場、惣奉行井伊掃部頭直興朝臣營監松平陸奥守綱村朝臣御奉行柴田三左衛門勝門中川喜左衛門重泰出仕豫シメ會所小屋北之方東ノ方ヲ座頭ニシテ薄縁ヲシキ假屋ヲ儲各着座號斗目、袴僕モ末席ニ列ス、綱村朝臣ノ陪臣伊達安藝大條監物遠山帶刀和田織部但木主馬橋本刑部西ノ薄縁東ニ向列座ス、御柱壹本假屋之内ニ備之南ヲ首トシ北ヲ尾トス、御大工鶴飛號斗目、禪號斗目、甲良助五郎號斗目、袴御柱ノ際ニ伺候シ御柱ヲ置假屋ヨリ北ニ薄縁ヲシキ御被官鈴木與次郎大石忠左衛門坂本三郎兵衛號斗目、袴列居良辰ニフヨシテ飛騨席ヲタツテ御柱ニ神酒ヲ備助五郎相向テ墨當勤之棟梁河合理兵衛森久左衛門齊藤伊兵衛號斗目、袴御鏘初勤之畢飛騨三方ノ昆布ヲ直興朝臣

綱村朝臣勝門重泰僕ニ至テコレヲヒキ安藝以同頭戴之御被官傳工各退散。

午六月廿三日上棟私記

廿三日壬午晴、寅尅惣奉行井伊掃部頭直興朝臣營監松平陸奥守綱村朝臣副司柴田越前守勝門中川伊勢守重泰出仕、大久保加賀守忠朝朝臣並梶左兵衛佐御目付堀四郎出仕、卯上尅御門主御出仕御拜殿右上ク疊ノ上御着座直興朝臣綱村朝臣直垂御拜殿東之方廻リ鋪疊ノ上西ニ向テ着座御拜殿南唐戸際忠朝々臣直垂東ニ向テ着座御縁東ノ方薄縁ノ上御本社ニ向テ越前守伊勢守布直垂左兵衛佐狩衣小四郎布衣着座同西ノ方東ニ向僕着布直垂侍ス、卯上尅御大工甲良豐前宗賀同志摩宗員着衣冠數輩之匠工番匠引率仁王門ヨリ御拜殿マテ行列シ參向棟榑四方堅メ番匠着布衣御唐門ニ入テ左ニ付御本社之御屋根ノ上同御縁ノ四方ニ參シ玉女之番匠一人之番匠着布衣金銀紅ノ幣ヲ持シテ直ニ御拜殿ニ入御幣殿玉女ノ壇ニ上リ祝詞神酒ヲ供シ件ノ幣ヲ捧テ御拜殿之中央唐戸之際ニ出ル此時豊前階下ヲ立テ御拜殿御縁膝穴突ノ上ニ登リテ三度拜禮躑テ幣取戴之振幣串ノイシツキヲ以御縁板ヲナラス、其時一人之番匠御玉垣南東ノ角庭ニ蹲居シテ聲ヲ發ス豊前幣ヲ振事三度其度ニ聲ヲ發スル事三聲初聲ハ善哉棟次ノ聲ハ萬歳棟終ノ聲ハ得自在棟三聲ニ應シ棟之榑四方堅メ榑三々九度コレヲウチヲサム其時志摩階下ヨリ御縁ニ上リ件ノ幣ヲ請取御拜殿ニ入玉女之壇ニ收メテ歸座ス、其内ニ鏘初之材木假廊下之内ニ置白張ノ番匠コレヲナラス志摩又座ヲ立テ御廊下ノ内ニシ

テ墨當テ糸引コレヲ初ム糸引ノ小童番匠小結糸ヲ引事三度其糸ヲ小工平九郎ニ渡シ退、志摩ト平九郎糸墨當之ヲサメ退一人ノ番匠素袍餘ヲ取テ材木ノ上ニヲキ志摩座ヲ立テ餘ヲ取テ戴之上下中ニテ三度宛鋒始勤之退、豊前又座ヲ立テ材木ニ向イ供物ヲ備工神酒ヲ供スル事三々九度畢而拜轉シテ退、上棟鋒初終ルノ旨僕ニ告ク僕其旨ヲ以小四郎ニ達ス、小四郎忠朝々臣ニ聞ス忠朝々臣僕ヲ招テ白銀給之命ヲ傳兼而御拜殿之内唐戸際ニコレヲ置僕命ヲ奉テ白銀ヲ拜戴シ退、御殿番山口忠左衛門コレヲヒキテ御唐門ニ出ル僕膝行シテ小四郎ニ向イ忠朝々臣ノ前ニ出、命ノ忝旨ヲ達退、各退散、御棟札ノ番匠御右之間天井ニ上リ收之。

以上は稍々冗漫に過ぎた様だが御宮に關する規式の最初と最終とを載せその當時の式の様子の一二の例を擧げたのである。またこの大修理に關係した者は

- 御宮御堂奉行 從四位上行權左少將兼掃部頭藤原朝臣直興
- 同 監督 從四位上行權左少將兼陸奥守藤原朝臣綱村
- 御宮副司 從五位下越前守源姓柴田勝門
- 從五位下伊勢守源姓中川重泰
- 御堂副司 大嶋雲四郎源義高、諏訪五郎左衛門盛條
- 官 工匠 鈴木長兵衛穗積長賴

御宮御堂下司 鈴木與次郎、大石忠左衛門、豊田次郎兵衛、坂本三郎兵衛、内山清左衛門、谷田清三郎、清水彌次兵衛

- 官 大工 甲良豊前、同志摩、平内大隅
- 畫工 狩野深信、同探雪
- 鑄工 體阿彌吉左衛門、同源七、松井彌七、丹阿彌源次郎
- 漆工 幸阿彌與兵衛、桑良八郎左衛門、鈴木彌左衛門、栗本源左衛門、同太郎
- 右衛門、圓阿彌又五郎、古滿久藏、梅原七郎右衛門、服部庄太夫、奥村四郎兵衛

- 鐵司 高井助左衛門
- 神寶工 織戶小左衛門、坂本彌七
- 佛像工 大佛師民部、同運惠
- 佛畫工 法橋了琢
- 翠簾工 望月德保、同德介
- 石工 龜岡久三郎
- 綱村朝臣下司 伊達安藝、大條監物

御宮下司 遠山帶刀、和田織部
御堂下司 佐藤木工、中地鞆負
御宮御堂副司 青田彦左衛門、本名九左衛門、大越十左衛門、中村八郎右衛門、望月庄
太夫、矢野伊左衛門

出入司 但木主馬
算司 岡本庄内、小嶋長六

以上の外、勘定方考役・作事方本締役・作事方目付・作事方吟味役・乙女河岸船着奉行・添役
人・目付・従目付・御宮方副奉行・同御普請奉行・棟分奉行（御本社方、御拜殿方、陽明門方、
御本地堂方、輪藏方神橋御掛奉行）御材木奉行・大工奉行・小買物奉行・鋸金物奉行・同小奉
行・塗師奉行・同小奉行・鍛冶奉行・同小奉行・瓦奉行・同小奉行・屋根方壘方奉行・張付方壁
方奉行・同小奉行・箔奉行・同小奉行・繪奉行・同小奉行・繪所奉行・同小奉行・おんほり改奉
行、等多数の役人が事務的に本工事に關與してゐる。

以上は元祿元年より同三年に亘る日光御宮並に御堂大修理の經過であるが、本工事が或は造替
と記るされ或は大修理とされてゐるので、其の營作の程度を各建物に就て検討するの要がある。
それには幸に甲良豊前の扣である造替日記があり各建物毎に頗ぶる明細に記るされてゐるから以

下建物別に如何なる程度の工事が行はれたかその實績に就て見よう。

各建物の修理工程と其の實績

甲良豊前の日記は各建物別に分擔を定めたる棟分奉行の提出したる工程日記を綜合した頗ぶる
大部なもので、しかも施行の状況はまた悉く明瞭で能く其の實績を示すものである。然しこゝに
其の委細を記るすことは面例であるから其の主要な部分のみを摘出し如何なる程度に修理が行は
れたかを窺ふこととする。

御宮の分

奥院御拜殿

棟分奉行 瀬上又兵衛
布施孫右衛門

元祿二巳年七月六日、御薨唐戸取放。（同六日―十八日鋸金物・天井格板・天井縁・小屋組の鐵
物・方立・敷居・板根太・箱棟・裏板放初）
七月廿八日、御小屋組削初。同廿九日御柱居石初。

八月八日、御柱内之下方塗初。同十八日御柱外之塗初。

八月廿日、御柱ヲ上ケ土臺取放初。同廿二日蹴込石入初。

九月二日、御屋根土居葺初。同四日木瓦打初。同六日箱棟打付。

九月十日、銅瓦葺初。同十九日御床はき目こくそかい仕初。同廿日床板へ布させ。

十月九日、御極尻御銚鐵物打付。同十一日總練土打初。

十月十六日、御極間之御彩色仕直初。同十九日御柱内之方御箱下塗仕舞。

十一月朔日、御柱御箔押初、御柱包鐵物打付。(十一月三日—十一日切目縁板鐵物・天井縁之銚

鐵物・御縁廻り高欄・柱根銅逆輪・軒下銚鐵物・箱棟下り棟銚鐵物打付)

十一月十一日、内之方御彩色繕仕初、天井格板打付。

十一月十四日、御葺釣初。同十五日御唐戸立初。

十一月十六日、御床板上塗迄塗仕舞。

奥院(九月十四日初、十一月二日出來) 坂下門(八月十四日初、十月晦日出來)

唐銅御鳥居(九月十八日初、十月晦日出來) 御寶藏(九月廿五日初、十一月十五日出來)

御本社並御幣殿

棟分奉行 吉田忠兵衛
片倉沖之丞

元祿二己七月六日、御本社御幣殿御銚鐵物並天井板放初。同月九日、格天井放仕舞御銚りかな
物放仕舞。

七月八日、御本殿御幣殿御彫物放初。同九日御内陣格天井板放初。

七月九日、御本社外側御彫物放初。同十一日御内陣御彫物放初。

七月十三日、御内陣御銚鐵物。同、御天井縁放初。

七月十七日、御内々陣御彫物放初。(十七日—八月四日、本社切目縁之高欄・本社幣殿天井縁及

楯形・本社切目縁之鐵物・内陣唐戸彫物内々陣格天井縁・本社極・本社幣殿鴨居・本社長押・

内々陣銚鐵物・本社幣殿長押敷居等取放)

八月六日、御宮殿格天井打上天井縁共放初。

八月九日、御本社御上屋根取付。(八月九日—九月八日、本社長押・内々陣羽目板・内々陣拭板・

幣殿拭板・本社銅瓦・本社土居葺・本社組物・御柱等取放) 十月廿一日、新龜腹石居初。

御石之間、七月十三日格天井板放初。七月廿二日、御銚鐵物放初。八月廿日拭板根太放初。九月

八日御組物放初。同月十一日放仕廻。

御拜殿方、御唐門御瑞籬

棟分奉行 新妻源太兵衛
大江留兵衛

御拜殿、七月八日、天井板放初。七月九日銚鐵物放初。七月十八日彫物放初。七月廿五日東御着

座之間之内長押敷居放初。七月廿六日向拜・破風・柱銹鐵物放初。七月廿七日東西破風銹鐵物放初。七月廿九日西御着座之間壁板放初。八月四日縁下組物放初。八月十四日上屋取付。九月四日組物古漆塗研初。九月十日外側東西南三方之組物並内の組物共古漆塗研仕廻。十月三日向拜之柱取放初。同日四本共放仕廻。

御唐門、七月晦日扉放初。九月廿六日古漆研初。

御瑞籬、七月廿八日銹鐵物放初。八月七日彫物放初。九月廿五日西方古漆塗研初。

御廻廊、十月四日土臺入柱取放。十月十二日土臺土朱塗初。

陽明門方・廻廊・護摩堂・神樂所・神輿舍・上御供門・御門三ヶ所・社家一坊・神人番所・樂人裝束所・石之間より廻廊へ之御廊下

棟分奉行

佐藤勤兵衛
安藤庄之助
伊藤儀右衛門

陽明門、七月十九日兩袖屏取撥初。廿七日御彫物放初。廿九日御銹鐵物放初。八月九日高欄放初。

七月四日箱棟下り棟取初。十一月朔日御門の内より箔の御繕仕初。元祿三年二月十五日去年塗

殘黒塗仕廻。四月廿八日塗仕廻。二月廿六日新はね木入初。三月廿七日天井裏板放初。四月廿

二日御彩色仕初。六月朔日仕廻。五月二日御彫物打付初。六月三日御唐戸仕付大工方相仕廻陽

明門御修復出來。

神輿舍、七月廿三日御銹鐵物放初。八月六日御彫物放初。九月廿四日新土臺入初。十月十一日丸

桁より御彩色仕初。元祿三年二月十五日去年塗殘黒塗仕初。三月廿三日御彩色の御彫物打付初。

廿七日打付仕廻。

護摩堂、元祿二年七月廿八日御銹鐵物放初。八月二日御彫物放初。九月廿三日柱下地塗初。十月

十七日丸桁より御彩色仕初。元祿三年二月十五日去年塗殘黒塗仕初。四月廿日御彫物打付初。

六月五日護摩堂修復出來。

神樂所、七月廿八日御銹鐵物放初。三年五月四日御修復出來。

御本地堂方、鐘樓、鼓樓

棟分奉行 松岡六郎兵衛
加藤重三郎

御本地堂、元祿二年七月八日四方高欄御銹鐵物より放初。七月八日兩妻羽目板掛魚兩所放初。七

月十日敷居鴨居方立放初。七月十一日内法長押放初。七月廿二日御柱箔放初。七月廿五日龍の

繪天井板放初。同御宮殿御銹鐵物放初。七月廿八日御宮殿撥仕廻。八月五日御上屋根取付。八

月廿四日御小屋組取撥、向拜丸桁放初。九月四日御柱取初。三年三月十一日御柱立初。三月廿

二日虹梁掛初。廿三日太平榎立初。三月廿五日御組物組初。四月九日御彩色仕直候所々布まは

りこくそかい仕初。四月九日御組物雲形共打付初。四月十五日御組物御彩色仕初。御柱貫御彩

色仕初。四月十八日臺輪御彩色仕初。四月廿三日銅瓦葺初。四月廿八日羽目板御彩色仕初。五

月三日丸桁御彩色仕初。五月六日御彫物打付初。五月十日虹梁御彩色仕初。五月十八日鏡天井御繪繕仕廻。五月十八日須彌檀付初。六月三日金欄卷御鋸鐵物打初。六月十一日御宮殿御唐戸釣初。六月十三日御唐戸釣初。同月十五日釣仕廻御本地堂御造替出來仕候但二月十五日御取付。鐘樓、二年八月二日御鋸鐵物放初……三年五月六日鐘樓御修復出來。鼓樓、二年八月二日御鋸鐵物放初……三年四月廿四日鼓樓御修復出來。朝鮮鐘堂、三月十三日繕塗仕初。四月二日塗仕廻朝鮮鐘堂御修復出來。阿蘭陀燈籠堂、三月十三日繕塗仕初。四月二日塗仕廻阿蘭陀燈籠堂御修復出來。輪藏方・神藏三ヶ所・御手水屋・御厩・二王門・惣矢來

棟分奉行 栗村彌次郎
樓田源八郎
河野久右衛門

御厩、元祿二年七月廿三日外縁並土臺の御鐵物放初……十一月十三日御厩御修復不殘出來。輪藏、二年八月四日御鋸鐵物放初……三年五月十六日輪藏御修復出來。上神藏、二年八月八日御鋸鐵物放初……十月九日象の御彫物放初、十月十五日御彩色仕初、十月廿五日本朱土塗仕初……三年四月廿八日上神藏御修復出來。下神藏、二年八月九日外側御鐵物放初。三年二月十五日御彩色仕初。五月朔日下神藏御修復出來。中神藏、九月十一日箱棟下り棟共放初。九月十九日御彩色初。三年四月二日中神藏御修復出來。

御手水 二年八月十三日御鋸鐵物放初……三年四月十八日御彫物打付御手水屋御修復出來。二王門 二年九月廿四日御彫物放初……三年四月廿八日二王門御修復出來。

以上は御宮各建物の修理工程を明細に書き記した棟分奉行の日記を以て施行の状況を窺ひ得る程度に其の一部を摘記したもので、これに依つて元祿二年三年に亘る大修復の程度を知ることが出來よう。日記には修復出來るに至る迄の事績を缺くものもあるが、奥之院拜殿・本社・幣殿・石之間・拜殿等は床・羽目・天井・屋根を初め組物・彫物に至るまでを取放ち殆んど軸組のみとし、漆塗は其の殆んど全部を塗替へ、彩色にも亦繕ひの外多分の仕直しもあり、本社官殿は解体し内々陣も亦床羽目を取放ちたる造替にも近き大修復であつたとされる。

陽明門及び厩は本社^の程度ほどでは無いが何れも大規模の修復で彩色の繕ひ並に仕直しも行はれ厩の如きは白木造りなので外部は削り直しへされてゐる。輪藏の上中下の神藏及び二王門も亦同程度の修復であつたとされるが、本地堂は全部これを解體し基礎の補修をはじめ建物部材の取替及び補強等を行ひ改築したもので日記の示す通り全くの造替である。

御堂の大修理

御堂即ち大猷院廟の諸建物は元祿二年より三年に亘る御宮諸建物の大修理に併行して大修理が行はれた。修理はこれを六組に分ち各棟分奉行を定めて元祿二年七月十日工事に着手し三年十一月十五日其の工を畢つたものであるが、この修復の工程と実績とを詳しく記るすには及ばないと思ふから、棟分奉行の分擔と諸建物の修復着手と出來の日とを日記から書き上げて見ると次の通りである。

御堂奥院、御拜殿、皇嘉御門、御寶藏

御拜殿	元祿三年五月廿六日初	六月廿三日出來	棟分奉行 馬場彦兵衛 佐藤三郎左衛門
皇嘉御門	五月廿八日初	六月十九日出來	
御寶藏	六月四日初	六月十六日出來	

御佛殿方、御廊下、御拜殿、上御供所、御唐門、御瑞籬、御供所御廊下

御佛殿	元祿二年七月十日初	棟分奉行 馬場彦兵衛 佐藤三郎左衛門
御廊下	七月十日初	

夜刃門方、左右之御廻廊、鐘樓、鼓樓、御中門、御手水屋、上御藏、二王門

棟分奉行 川村平八郎

夜刃門	二年七月廿四日初	三年四月四日出來
左右御廻廊	七月廿四日初	三年四月五日出來
鐘樓	七月二十五日初	三年四月十四日出來
鼓樓	七月廿九日初	三年四月十六日出來
御中門	七月廿六日初	三年四月十八日出來
御手水屋	八月三日初	三年四月二日出來
上御藏	八月十日初	三年四月八日出來
二王門	八月八日初	三年四月十四日出來

大師堂方、御本地堂、御藏

奉行 赤坂伊左衛門

御本地堂 二年八月十四日初

九月廿三日出来

御藏 八月廿二日初

三佛堂、常行堂、法華堂、常行堂法華堂廊下

奉行 長沼七九郎

三佛堂 二年八月九日初

十一月十日出来

常行堂 八月十二日初

十一月十一日出来

法華堂 八月十二日初

十一月九日出来

廊下 八月廿一日初

十一月十日出来

新宮 十月廿七日初

十一月十三日出来

結 び

以上は日光御宮の元禄度大修復の實績を鈴木長頼私記の日光御宮御造替留記・日光山御宮御造

替略記及び甲良豊前の日光御宮御造替日記によつて記したるのであるが、これによると主要な建物は造替に近き程度に修復が行はれ、本地堂は全くの造替であつたことが判る。従つて留記・略記・日記共に造替とあるのは其の當時に於ては造替に等しき程度とされたからであらう。而して彩色に於ても繕ひの外多くの仕直しがあるところを見ると後世の御宮は部分的には寛永造替當時のまゝではなく元禄大修復の手法が傳へられてゐるかの疑は十分にある。恐らく彩色や裝飾文様のあるものは多分に元禄修復の時のものであると想像されやう。また元禄度大修復の東照宮の分の擔當者は初め鶴飛驒に命ぜられたが前に述べた通りの事情で二年五月以後は甲良豊前が惣棟梁で甲良志摩が棟梁として勤めてゐる。してこの元禄三年修營の棟札は今猶ほ不明とされてゐるが前の上棟私記に「石之間天井に上り收之」とあるから、いつかは見出されるであらうが、甲良家には豊前の控があつたから次にそれを掲げて置かう。而して棟札は公儀と本坊と相方から納められてゐる。

日光東照宮御棟札

征夷大將軍正二位内大臣源綱吉 脩營 奉行 從四位下行權左少將兼掃部頭藤原朝臣井伊直興
野洲日光山 營監 從四位下行權左少將兼陸奥守藤原朝臣松平綱村
上棟 東照宮大權現 副司 從五位下越前守源姓柴田氏 勝門

元祿三庚午年六月二十三日

大工頭

從五位下伊勢守平姓中川氏 重泰
鈴木長兵衛穂積 長頼

御修復棟札 公儀ヨリ 長四尺三寸幅九寸五分厚八分

聖主天中天
迦陵頻伽聲

御願主征夷大將軍正二位内大臣源氏長者綱吉公

卍

奉脩營日光山 東照宮元祿第三歲庚午夏六月廿五日

奉行 從四位下行左近衛權少將兼掃部頭藤原直興朝臣
營監 從四位下行左近衛權少將兼陸奥守藤原綱村朝臣

副司 從五位下越前守源氏勝門
從五位下伊勢守平氏重泰

哀感衆生者
我等今敬禮

遷宮供養導師 天台三山貫主 二品公辨親王

大工頭鈴木長兵衛穂積長頼 大工 甲良豊前源宗賀
甲良志摩源宗賀

御修復棟札 本坊ヨリ 長四尺五寸幅一尺一寸五分厚八分

名匠甲良豊前源宗賀

甲良宗賀は豊後守宗廣を初代とする甲良三代目の幕府作事方大棟梁で、宗次の子として寛永の五年江戸に生れ、初めの名は助五郎また宗清といひ後豊前と稱した。寛永十一年より同十三年に亘る日光御宮造替の時祖父宗廣父宗次及叔父宗久に従ひ其の作事に従事したもので甲良由緒書に宗賀、寛永十三丙子神君御造營之時祖父宗廣及父宗次與相供勤云々

と記るされ御宮上棟の式に列して五位束帯を許され太刀及び馬を賜はつてゐる。其の時助五郎は

僅かに九歳の少年であつた。寛永十七年十三にして父を失ひ、爾後祖父宗廣に養はれ宗廣の故郷近江に隠棲するに及んで、宗廣が門弟鈴木近江・木原木工等に就て業を修め其の技術は大に上達した。

寛永十八年十四歳の時相州中原御殿普請に其の棟梁となり

正保四丁亥年 江戸城三之丸御殿御普請

慶安元戊子年 野州日光山五重塔造營

同 二己丑年 江戸芝増上寺本堂修復

同 三庚寅年 江戸城西丸御對面所御普請

承應二癸巳年 同上野大猷院殿御靈屋造營

等に從事したが、三代將軍家光の大猷院廟造營の棟梁として其の上棟の時五位に準じ豊前の稱を許された。其の後

承應三甲午年 江戸芝増上寺臺徳院殿造營

同 年 江戸紅葉山大猷院殿造營

同 年 同所御宮造替

明暦二丙申年 江戸市ヶ谷尾張殿表方御普請

等の修復及造營に棟梁として其の手腕を揮ひ延寶元年作事方大棟梁となつた。

延寶五丁巳年 三州大樹寺御修復

同 六戊午年 江戸芝増上寺方丈御普請

同 九辛酉年 同上野巖有院殿御靈屋造營

同 年 家綱夫人高殿院御靈堂造營(九年八月五日上棟)

天和元辛酉年 江戸城二丸御座間御普請

貞享三年 紅葉山巖有院靈屋造營

尾州熱田神社御新造

元祿元戊辰年 江戸城西丸總修復

は皆大棟梁として其の役を薫したのである。

元祿元年幕府には日光東照宮の造替大修復の事があつた。この元祿度の造替修復は寛永度造替に次ぐ大造營で鈴木長頼私記「日光御宮御造替留書」によれば

元祿元年八月十七日、下野國日光山東照宮御社依年來之破壊爲御修理爲檢分御使番柴田三左衛門源勝門御書院番阿倍志摩守組中川喜左衛門平重泰近日可被遣日光山之旨今日被仰出とあつて鈴木長頼其の係に舉げられ鶴飛驒は宮付、平内七郎左衛門は堂付となつた。そして十二月二十日に造替の旨が仰出され、同年四月平内七郎左衛門に隨つて、助五郎は日光へ檢分に行つた。

元祿二年二月十一日御宮御木造初、同年九月十三日御鋤始、同三年三月十一日御柱建及び六月廿三日の上棟には甲良豊前宗賀が何れも其の役を勤めた。この時の造替修復なるものは豊前の造替日記に據ると、床も羽目も天井も亦屋根が全部取り外し殆んど軸組だけとし、彫刻及び極彩色の部分のみ其のまゝとし他は全部修理を加へ漆も僅か二ヶ月を以て塗り替へたもので、極彩色といへども損したる箇所は新たにした。この時豊前の子志摩宗員も亦父と共に日光に在つて造營に従事した。

豊前はこの大修營の時親ら日光の西一里寂光寺の山上に於て求聞持堂を再建し其の後

元祿十丁丑年 遠州一之宮天之宮總御修復

同 年 三州瀧山御宮御造營

同 年 岡崎松應寺御修復

同 年 駿州富士山村淺間社御造營

と次ぎ次ぎに其の棟梁となり、元祿十一年には上野寛永寺中堂文珠樓仁王門の造營に従事したが同十二年十二月致仕し得道して宗賀と稱した。職を退いてから元祿十五年信州善光寺本堂再建の囑を受け一切の計畫を樹て、門弟木村萬兵衛等を遣して工事に當らしめ寛永二年四月工を起しその四年七月全部の功を竣へた。本堂は規模頗る宏壯で、然かも其の平面に於てまた其の形態に於て伽藍建築に一新生面を開けるものであつた。豊前宗賀の傑作の一で實に江戸時代中期の代表的一大建築である。かくして江戸中期に活躍した豊前は享保二年八月十二日九十七歳の高齡を以て歿した。

九歳にして祖父と父とに導かれ日光東照宮の造替工事に従ひ延寶元年より作事方に大棟梁たること六十年、九十七歳は其の生涯に多くの業績をたてさせた。従つて彼の手がけたる大工事は頗る多く、また従つて豊前の手腕を揮ひ得たものも亦少くはなく實に江戸時代中期に於ける傑出したる工匠であつた。豊前宗賀はこの様に多數の造營にたづさはつたが、又一面には

「日光山御宮造營之記」自筆二卷及び繪畫一卷を作成し、元祿度の造替に關しては「日光山御宮造替略記控」「日光御宮御造替留記控」及び「日光御宮御造替日記」を作り子孫に遺した。留記と略記は共に鈴木長頼私記を豊前として記るしたもので、日記は豊前が棟分奉行の報告に基づいて自ら書き記るしたる詳細なる日記である。

甲良豊前は將軍家光綱吉家綱の時代幕府直屬の社寺殿閣の造營頗ぶる盛なりし時期に遭遇し官匠として、幾多の業績を残すべく幸運に恵まれたもので、先に記るしたる造營は主として甲良家所傳の道具箱を以て規式を舉行したるものとされる主なるものである。

著者略歴

1. 明治十年一月、東京に生る
2. 第一高等學校を経て、東京帝國大學工科大學建築學科卒
3. 工學博士・經濟學博士
4. 明治四十年大藏省臨時建築部技師拜命、臨時議院建築局工務課長、營繕管財局工務部長等を歴任。錦鷄間祇候、日本藝術院會員被仰付、文部省囑託、會計検査院技術顧問、工學院監事
5. 建築學會元會長、衛生工業協會元會長、史蹟名勝天然紀念物調査會委員、重要美術品等調査會委員
6. 民家と住居(日本電建出版部)、東海道宿驛と其本陣之研究(丸善)、泥繪と大名屋敷(大塚巧藝社)、其の他古鐔及建築に關する著書數種

江戸建築叢話



昭和二十二年十月二十五日 印刷
昭和二十二年十月三十日 發行

定價八十圓

(小森製本所)

著者 大熊喜邦

發行者 東京千代田區丸ノ内三丁目東亞出版社
結城豊治

印刷者 東京文京區大塚坂下町一五五
赤尾豊

東京千代田區丸ノ内三丁目 仲三號館五號

發行所 株式會社 東亞出版社

(電話) 丸ノ内八四六番

(日新印刷株式會社)

東亞出版社刊

終